

文教福祉委員会

令和7年9月29日

1 議案審査

(1)議案第45号 千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

(1) 子どもの朝活プログラムの試行実施について 【資料】

(2) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について 【資料】

(3) 九段中等教育学校における35人学級の実施について 【資料】

(4) 不登校対応への取組について 【資料】

【保健福祉部】

(1) 指定管理者施設に関するモニタリングについて 【資料】

(2) 区民歯科健診DX化の推進に向けた先行実証事業への参加について 【資料】

3 その他

千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨・目的

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。

児童福祉法第34条の16第1項により、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされている。また、同条第2項の規定に基づき、国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）が交付された。この国基準を踏まえ、条例を制定する。

2 令和7年度千代田区こども誰でも通園制度の試行的事業の概要

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは、生後0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる制度である。令和8年度からの全国で本格実施することを見据えた形での試行的事業を実施する。

実施期間	令和8年1月～3月
利用対象児童	0歳6か月～3歳未満で保育所等に通っていない児童
利用可能時間	児童1人当たり月10時間以内
実施場所	公募により、4施設程度（意向調査により設定）を予定
実施方法	①一般型：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う ②余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う ③原則、定期利用とする
利用方法 （申請・予約等）	①区ポータルサイトにて、保護者が制度利用の申請 ②国の総合支援システムにて、利用者は、各施設との事前面談の予約、利用の予約を行う
利用料	無料

3 制定する条例の概要

条例制定に当たり、職員基準等は国基準に従い定めるものとされ、一般型乳児等通園支援事業所の設備基準等は国基準を参酌して定めることとされている。国基準を参酌して定めるもののうち、一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積については、既存の認可保育所等の面積基準に準拠し、国基準（1人につき1.65平方メートル）に上乗せして制定する。

区条例（案）	
最低基準 （第3条）	第4条及び5条に定めるもののほか、国基準の定めるところによる。
一般型乳児等通園支援事業所における乳児室の面積の基準 （第4条）	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。
余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 （第5条）	余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準については、施設及び事業者の区分に応じ、東京都及び千代田区の基準で定めるところによる。

4 条例案および国基準

別紙のとおり

5 施行期日

公布の日

6 事業実施スケジュール

令和7年	10月下旬～	令和7年度向け公募開始
	11月～	令和7年度向け事業者決定、認可手続き
	12月～	令和7年度向け利用申請受付
令和8年	1月～	令和7年度試行的事業開始
	2月～	
	3月～	
	4月～	令和8年度制度開始予定

千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。次条において「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、千代田区の区域内における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第3条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。次条において「府令」という。）で使用する用語の例による。

（最低基準）

第3条 最低基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

（一般型乳児等通園支援事業所における乳児室の面積の基準）

第4条 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める保育所の設備及び職員の基準

（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準

（3） 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、

職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準

- （４） 家庭的保育事業等を行う事業所 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千代田区条例第18号）に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があります。

令和七年内閣府令第一号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条—第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二 その提供する乳児等通園支援の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業
(設備及び職員の基準)

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）
- 四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
(準用)

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第三章 雑則
(電磁的記録)

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則
(施行期日)

第一条 この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の公布の日から令和七年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第四条の規定による改正後の法第三十四条の十六第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

児童福祉法第三十四条の十六(従うべき基準及び参酌すべき基準)について

条例制定等に係る根拠法

◆新児童福祉法第三十四条の十六【令和6年10月1日施行】

〔設備及び運営の基準〕

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準である。

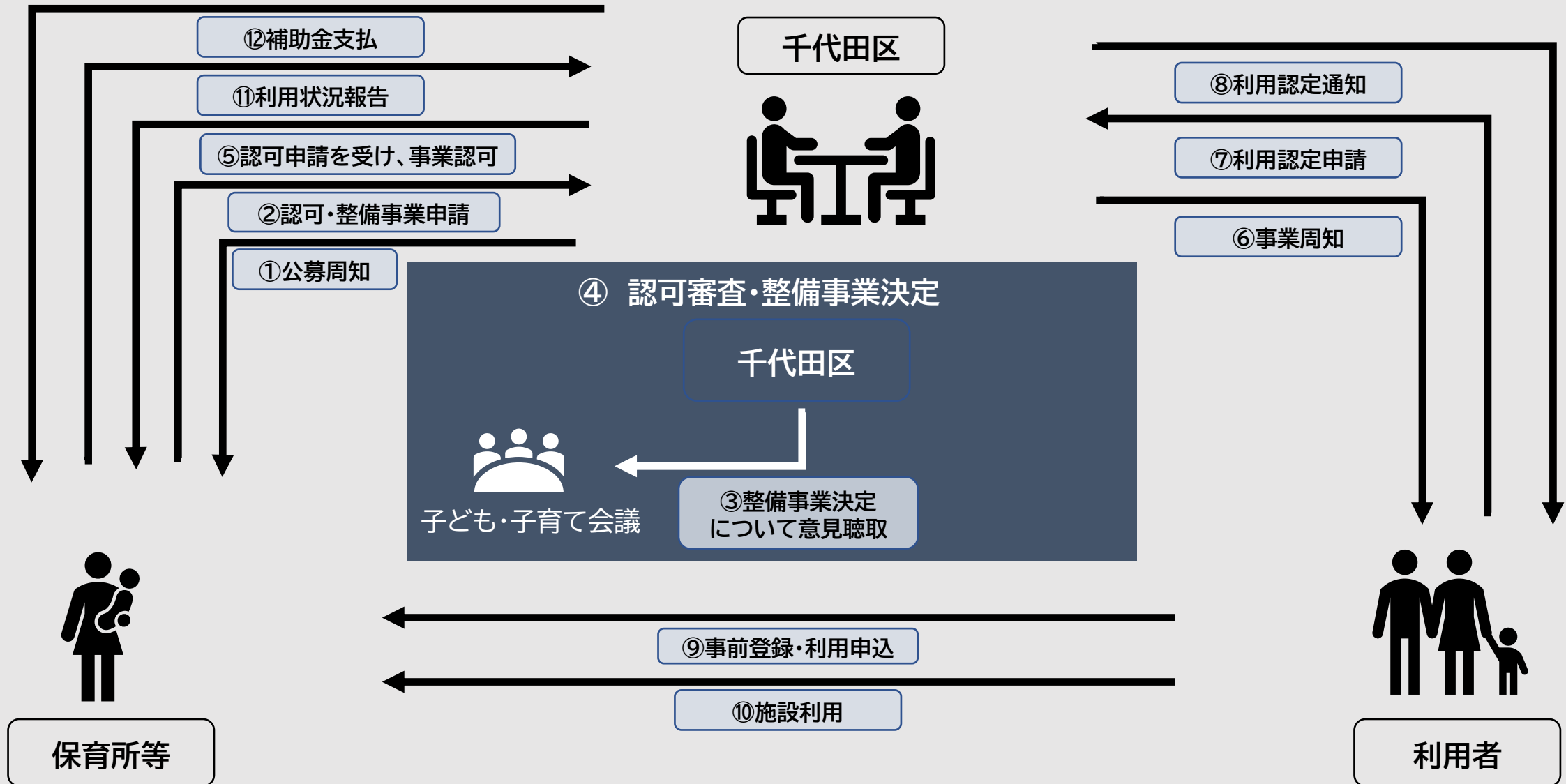
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、児童への禁止事項、食事(調理設備)、秘密保持等、事業の区分、一般型乳児等通園支援事業所の設備(調理設備に係る部分に限る)および職員の基準、乳児等通園支援の内容、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備および職員の基準

参酌すべき基準

参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

乳児等通園支援事業者の一般原則、非常災害、職員の条件、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準(調理設備以外)など従うべき基準以外のもの

乳児等通園支援事業の流れについて



「こども誰でも通園制度」総合支援システム

「こども誰でも通園制度」の運用にあたり、こども家庭庁が基盤整備し、各自治体・事業所・利用者が利用できる「総合支援システム」を導入。

本システムには、以下機能を実装。

予約管理

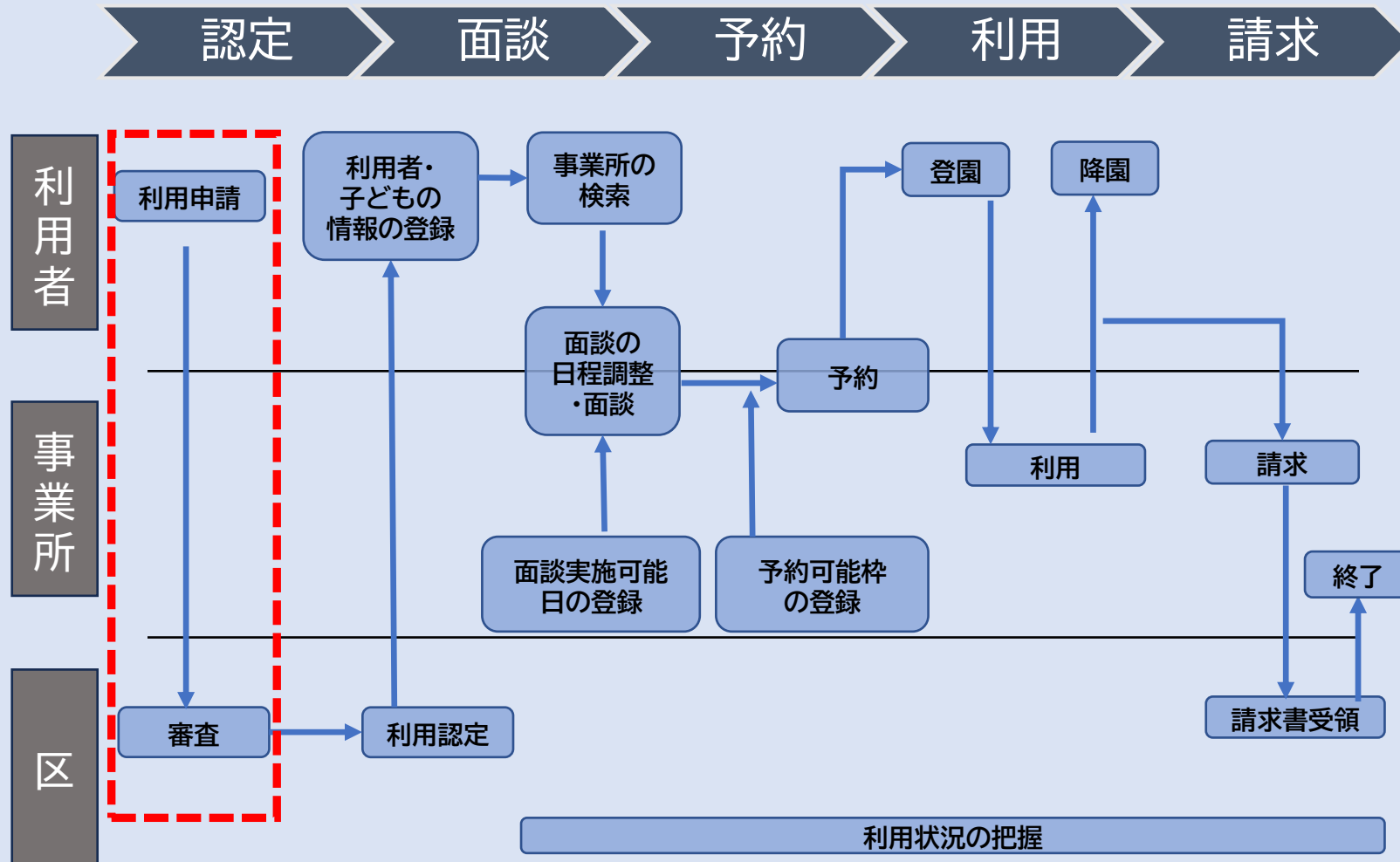
利用者が簡単に予約ができる

データ管理

事業者がこどもの情報を把握したり、区が利用状況を把握できる

請求書発行

事業者から区への請求書発行を容易にできる



※



は、R7年度は総合支援システムの範囲外のため、区独自ポータルサイトで代替予定。

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の空き状況（令和7年10月入園選考後）

幼稚園・こども園

令和7年9月5日現在

園 名	定員			空き人数		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
麴 町 幼 稚 園	35	35	35	13	15	8
九 段 幼 稚 園	35	35	35	22	17	22
番 町 幼 稚 園	35	35	35	18	14	16
お 茶 の 水 幼 稚 園	20	35	35	8	23	24
千 代 田 幼 稚 園	25	25	25	12	4	4
				短時間 10	4	4
				長時間 2	0	0
昌 平 幼 稚 園	25	25	25	15	11	9
				短時間 12	10	9
				長時間 3	1	0
い ず み こ ど も 園	35	35	35	16	3	6
				短時間 11	3	6
				長時間 5	0	0
ふ じ み こ ど も 園	50	50	50	8	20	13
				短時間 8	12	9
				長時間 0	8	4
合 計	260	275	275	112	107	102
				短時間 102	98	98
				長時間 10	9	4

保育園・こども園・認定こども園

園 名	定員						空き人数					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
麴 町 保 育 園	6	18	18	18	20	20	0	0	0	3	11	3
神 田 保 育 園	12	17	20	22	24	25	1	0	1	3	6	7
西 神 田 保 育 園	12	15	18	18	18	18	1	0	3	6	2	8
四 番 町 保 育 園	11	14	16	18	19	19	0	0	0	2	7	0
い ず み こ ど も 園	9	12	15	幼稚園・こども園の定員として計上			0	0	0	幼稚園・こども園の空き数として計上		
ふ じ み こ ど も 園	12	20	23				1	0	0			
アスクバイリンガル保育園 二番町（旧名称：アスク二番町保育園）	6	15	15	15	13	16	0	0	1	0	0	0
ポピンズナーサリースクール 一番町	9	12	13	14	16	16	0	0	0	10	9	6
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	0	0	0	3	0	4
グローバルキッズ飯田橋	9（※）	24	24	24	24	24	0	3	3	2	5	5
アイグラン保育園東神田	6	10	11	11	11	11	0	1	4	2	3	6
グローバルキッズ飯田橋こども園	9（※）	13	17	19	24	20	0	0	2	5	9	5
				短時間 5	短時間 5	短時間 5				短時間 5	短時間 1	短時間 5
				長時間 14	長時間 19	長時間 15				長時間 0	長時間 8	長時間 0
クレアナーサリー市ヶ谷	6	12	12	15	15	15	0	7	0	8	4	9
神田淡路町保育園ち大きなお	9	18	18	18	18	18	3	0	1	4	3	0
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	0	0	0	2	4	1
二番町ちとせ保育園	8	16	16	17	16	17	0	0	0	3	4	0
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	0	0	0	0	5	0
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	0	0	0	2	4	6
保育園神田ベアーズ	5	9	9	9	9	9	0	0	1	2	1	3
AIAI NURSERY 三番町	6	8	9	9	9	9	0	0	0	1	0	5
平河町ちとせ保育園	6	12	12	12	12	12	0	0	0	4	2	3
ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	11	18	0	0	4	9	10	12
岩本町ちとせ保育園	12	18	18	16	13	13	0	0	1	0	1	0
外神田かなりや保育園	6	8	9	3	2	2	0	6	5	0	0	0
まなびの森保育園神保町	6（※）	17	17	5	1	1	0	0	0	3	0	1
合 計	174	335	366	322	316	324	6	17	26	74	90	84

（※）の数値は、その時点における実際の受け入れ可能人数。園の事情で一時的に受け入れ制限を行っており、定員とは異なる。

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の空き状況（令和7年1月入園選考後）

幼稚園・こども園

園 名	定員			空き人数		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
麴 町 幼 稚 園	35	35	35	21	11	0
九 段 幼 稚 園	35	35	35	21	21	16
番 町 幼 稚 園	35	35	35	10	16	12
お 茶 の 水 幼 稚 園	20	35	35	9	23	28
千 代 田 幼 稚 園	25	25	25	3	6	3
				短時間 3	6	3
				長時間 0	0	0
昌 平 幼 稚 園	25	25	25	11	9	12
				短時間 9	9	12
				長時間 2	0	0
い ず み こ ど も 園	35	35	35	1	8	5
				短時間 1	8	5
				長時間 0	0	0
ふ じ み こ ど も 園	50	50	50	19	17	4
				短時間 17	14	4
				長時間 2	3	0
合 計	260	275	275	95	111	80
				短時間 91	108	80
				長時間 4	3	0

保育園・こども園・認定こども園

園 名	定員						空き人数					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
麴 町 保 育 園	6	18	18	18	20	20	0	0	0	0	1	0
神 田 保 育 園	12	17	20	22	24	25	0	0	1	2	4	6
西 神 田 保 育 園	12	14 (※)	18	18	18	18	0	0	3	1	7	0
四 番 町 保 育 園	11	14	16	18	19	19	0	0	0	3	0	0
い ず み こ ど も 園	9	12	15	幼稚園・こども園の定員 として計上			0	0	0	幼稚園・こども園の空き 数として計上		
ふ じ み こ ど も 園	12	20	23				0	0	1			
アスクバイリンガル保育園 二番町 (旧名称：アスク二番町保育園)	6	15	15	15	13	16	0	0	0	4	0	0
ポピンズナーサリースクール 一 番 町	9	12	13	14	16	16	0	0	2	4	8	6
ほ っ ぺ る ラ ン ド 西 神 田	9	10	12	13	13	13	0	0	1	1	2	1
グ ロ ー バ ル キ ッ ズ 飯 田 橋 園	9 (※)	24	24	24	24	24	0	3	0	4	4	2
アイグラン保育園東神田	6	10	11	11	11	11	0	1	2	3	5	1
グ ロ ー バ ル キ ッ ズ 飯 田 橋 こ ど も 園	9 (※)	13	17	5	24	20	0	0	0	2	1	0
				短時間 5	短時間 5	短時間 5				短時間 2	短時間 0	短時間 0
				時間14 (※)	長時間19	長時間15				長時間 0	長時間 1	長時間 0
クレアナーサリー市ヶ谷	6	12	12	15	15	15	0	4	5	1	8	7
神 田 淡 路 町 保 育 園	9	18	18	18	18	18	0	0	1	2	0	2
グロースキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	0	0	2	4	0	3
二 番 町 ち と せ 保 育 園	8	16	16	17	16	17	0	0	1	0	3	3
千 代 田 せ い が 保 育 園	6	7	8	10	10	10	0	0	0	5	0	3
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	0	0	0	1	5	4
保育園神田ベアーズ	5	9	9	9	9	9	0	0	0	7	9	11
AIAI NURSERY 三 番 町	6	8	9	9	9	9	0	0	0	0	3	3
平 河 町 ち と せ 保 育 園	6	12	12	12	12	12	0	0	3	4	3	9
ほ っ ぺ る ラ ン ド 外 神 田	6	12	15	18	11	18	0	0	3	9	10	8
岩 本 町 ち と せ 保 育 園	12	18	18	16	13	13	0	0	0	5	4	0
外 神 田 か な り や 保 育 園	6	8	9	3	2	2	1	3	2	1	1	1
まなびの森保育園神保町	6	17	17	5	1	1	0	1	0	1	1	0
合 計	180	320	366	308	316	324	1	12	27	64	79	70

(※) の数値は、その時点における実際の受け入れ可能人数。園の事情で一時的に受け入れ制限を行っており、定員とは異なる。

子どもの朝活プログラムの試行実施について

1 目的

各区立小学校において、始業前の時間を活用して運動や読書等の朝活を実施するとともに、子どもの朝の活動場所を創出することを目的とします。

2 事業内容

校庭や体育館等を活用し、児童が安心・安全に始業前の時間を過ごすことができるよう、教育委員会が手配する従事者（有償ボランティア）を各小学校に配置し、事業に参加する児童の見守りと誘導を行います。

3 試行実施日程（予定）

令和 7 年 10 月から各区立小学校において、週 1 回程度、試行実施します。
学校別の実施日程等は下記のとおりです。

	実施曜日	開始日	実施時間	実施場所 () は雨天時実施場所
麴町小学校	月曜	10 月 6 日	7:25～7:55	校庭（図書室）
九段小学校	水曜	10 月 15 日	7:40～8:00	校庭（体育館）
番町小学校	木曜	10 月 16 日	7:40～8:00	校庭（講堂）
富士見小学校	金曜	10 月 31 日	7:45～8:05	校庭（体育館）
お茶の水小学校	火、木曜	10 月 2 日	7:45～8:10	校庭（図書室）
千代田小学校	火曜	10 月 7 日	7:45～8:05	校庭（体育館）
昌平小学校	火曜	10 月 14 日	7:45～8:05	芳林公園（多目的ホール）
和泉小学校	水曜	10 月 8 日	7:40～8:00	校庭（体育館）

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について

1. 公園敷地との入れ替え・一体的整備

竣工から 38 年が経過し老朽化等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設（ちよだパークサイドプラザ）については、小学校・こども園の機能継続の観点から、隣接する和泉公園敷地への移転建替えに向けて取組んでいる。

2. 地域との検討

移転建替えには和泉公園の都市計画変更が必要なため、公園からの視点を検討に加え、公園も含めた全体の機能が向上するよう、以下により地域からのご意見を伺いながら検討を進めている。

① 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会

構成：施設・地域・隣接の関係者、学識経験者及び区（計 13 名）

（第 1 回：令和 6 年 11 月 21 日、第 2 回：令和 7 年 3 月 27 日、第 3 回：令和 7 年 9 月 19 日）

② 周辺の町会等への個別ヒアリング（令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月）

③ オープンハウス型地域説明会（第 1 回：令和 7 年 2 月 7 日、8 日）

④ 公園整備に向けての小学校児童アンケート調査（令和 7 年 2 月）

3. 現在の検討状況

昨年度までの検討において公園と学校敷地の入れ替えを進めても良いとする意見が代表的であることが確認できたため、本年度は公園と施設が隣接していることを活かした一体的利用の内容も含めた整備構想の策定を目指している。現在の検討状況は「資料 3-2 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（骨子案）」のとおり。

また、当該整備構想を前提とした基本計画の検討も並行して進めている。（参考「第 3 回和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会資料」参照）

4. 今後の予定（本年度）

令和 7 年 10 月 19・20 日 第 2 回オープンハウス型地域説明会

令和 7 年 12 月 整備構想案のパブリックコメント

令和 8 年 1 月 整備構想策定

令和 8 年 3 月 都市計画変更案の縦覧（都市計画公園・第四種中高層階住居専用地区）

1. 施設の構成・配置の考え方

○**現況**

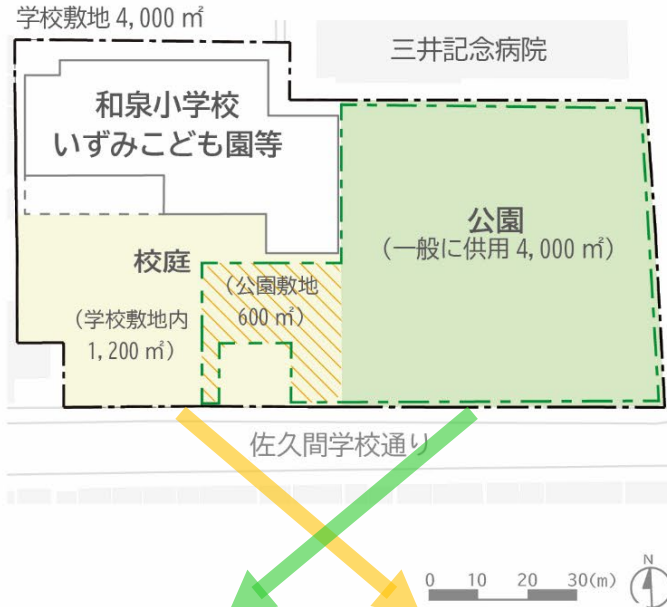
- 和泉小学校・いずみこども園等施設（ちよだパークサイドプラザ）は、竣工から38年が経過し、老朽化等が課題
- 現地建替えの場合は、仮施設への移転が必要
- 隣接する和泉公園は、都市計画公園区域のうち約600㎡が和泉小学校の校庭として使用されている

○**敷地の入れ替えによる整備**

- 小学校・こども園の機能継続の観点から、隣接する和泉公園敷地へ移転建替え
- 入れ替え後も都市計画公園の面積（4,600㎡）は等積
- 単純に新たな学校敷地に整備した場合は、従前の校庭利用面積約1,800㎡（1,200㎡+600㎡）が確保できない

○**敷地の入れ替えによる課題と解決策**

- 限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要がある
- 解決策としては、地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」が考えられるが、セキュリティを確保しつつ校庭を広く確保でき、公園の多機能化にも寄与する「人工地盤校庭パターン」を採用



学校敷地 4,000㎡

和泉小学校
いずみこども園等

校庭
(学校敷地内 1,200㎡)

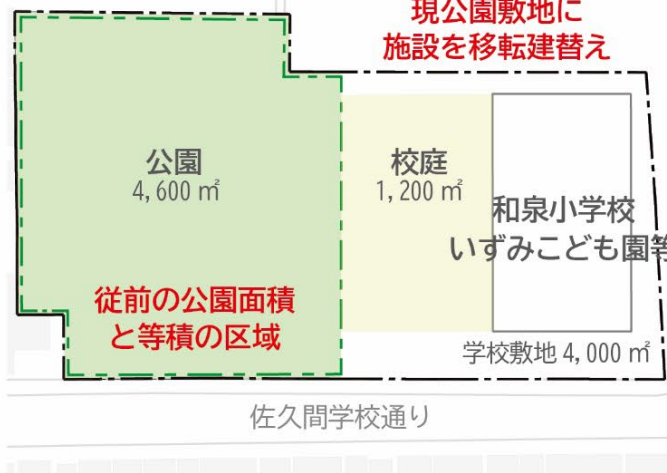
公園敷地 600㎡

公園
(一般に供用 4,000㎡)

三井記念病院

佐久間学校通り

0 10 20 30(m)



現公園敷地に
施設を移転建替え

公園 4,600㎡

校庭 1,200㎡

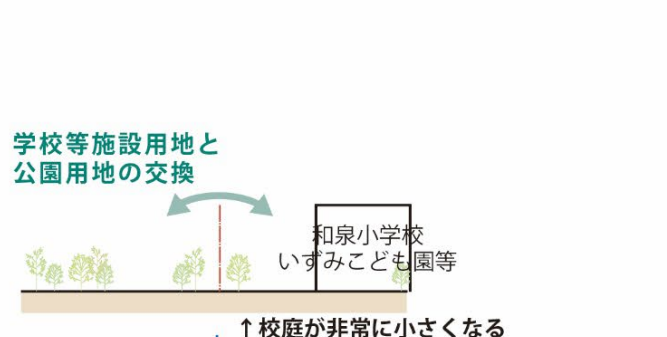
和泉小学校
いずみこども園等

従前の公園面積
と等積の区域

学校敷地 4,000㎡

佐久間学校通り

0 10 20 30(m)



学校等施設用地と
公園用地の交換

和泉小学校
いずみこども園等

↑校庭が非常に小さくなる

0 10 20 30(m)

○**施設の整備イメージ** ※図示している整備イメージは一例であり、今後の基本計画・設計を通じて具体的な公園・施設のプランを検討します

- 施設の空間や機能を拡充し、各機能の必要面積を確保
- 各施設の利用者動線、諸室配置を踏まえた施設の実現を目指す
- 公園と校庭の立体的な一体利用が可能な配置による施設・公園の再整備

施設	想定面積	既存面積
小学校	約12,000㎡	7,090.7㎡
こども園	約2,000㎡	1,941.8㎡
こどもプラザ他	約2,500㎡	2,422.4㎡
施設合計	約16,500㎡	11,454.9㎡



(パブリック)

公園敷地←→施設敷地

公園

校庭

こどもプラザ

プール

公園施設
(屋根付広場・教養施設)

体育館

小学校

こども園

8階

7階

6階

5階

4階

3階

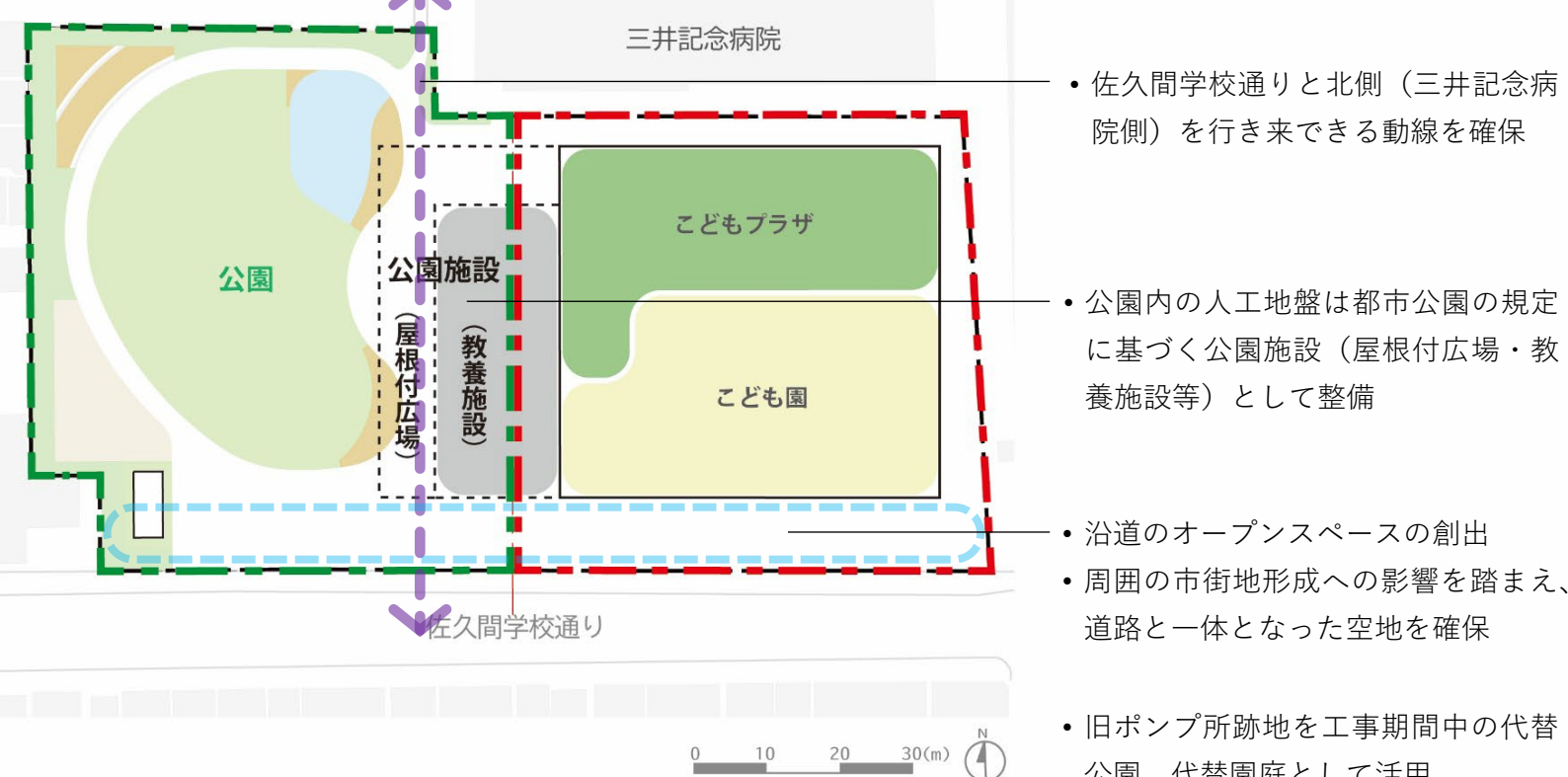
2階

1階

地下1階

地下2階

0 10 20 30(m)



三井記念病院

公園

公園施設
(屋根付広場・教養施設)

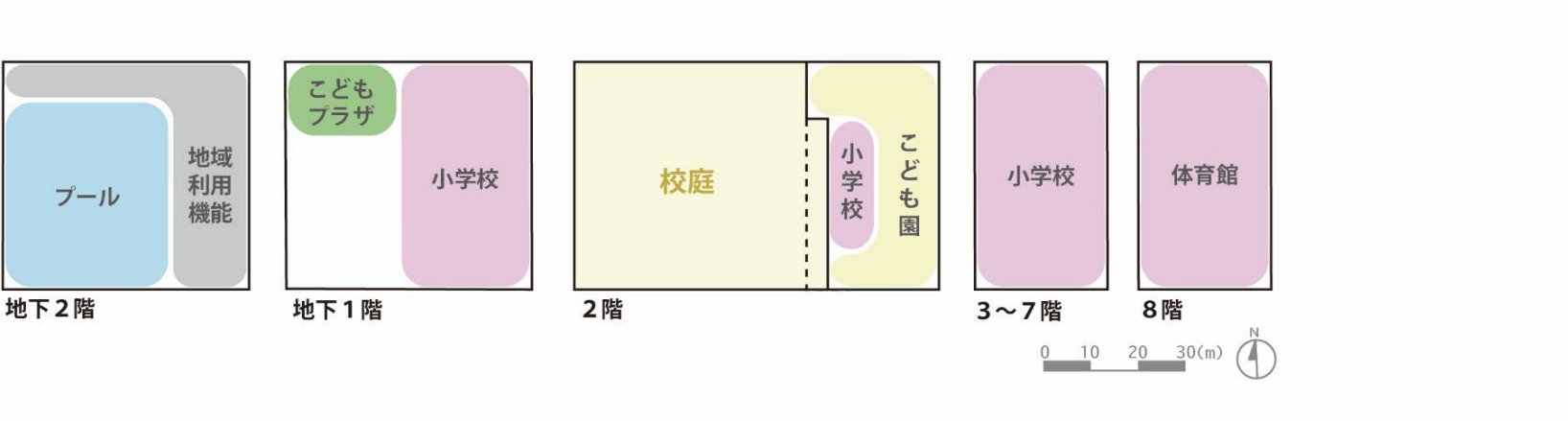
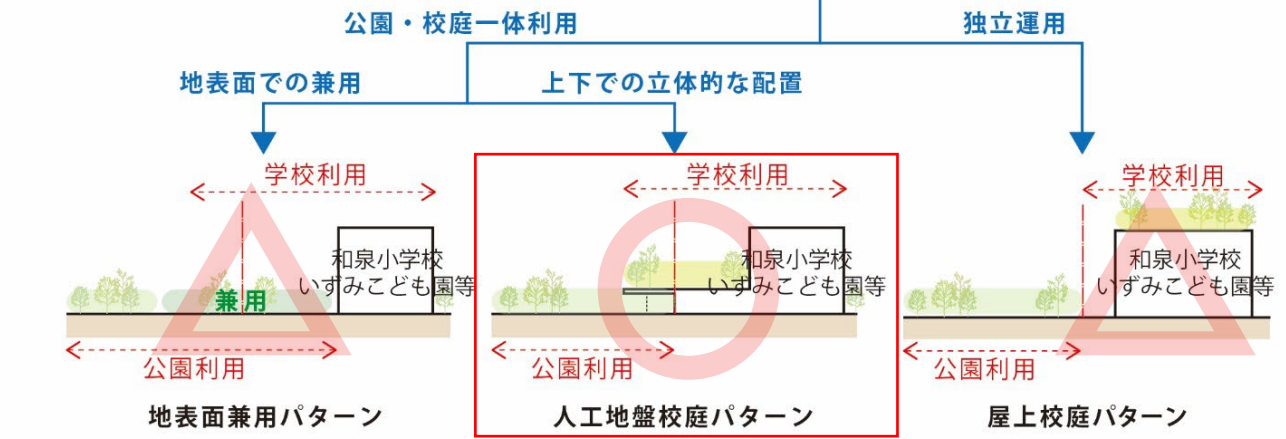
こどもプラザ

こども園

佐久間学校通り

0 10 20 30(m)

- 佐久間学校通りと北側（三井記念病院側）を行き来できる動線を確保
- 公園内の人工地盤は都市公園の規定に基づく公園施設（屋根付広場・教養施設等）として整備
- 沿道のオープンスペースの創出
- 周囲の市街地形成への影響を踏まえ、道路と一体となった空地を確保
- 旧ポンプ所跡地を工事期間中の代替公園、代替園庭として活用

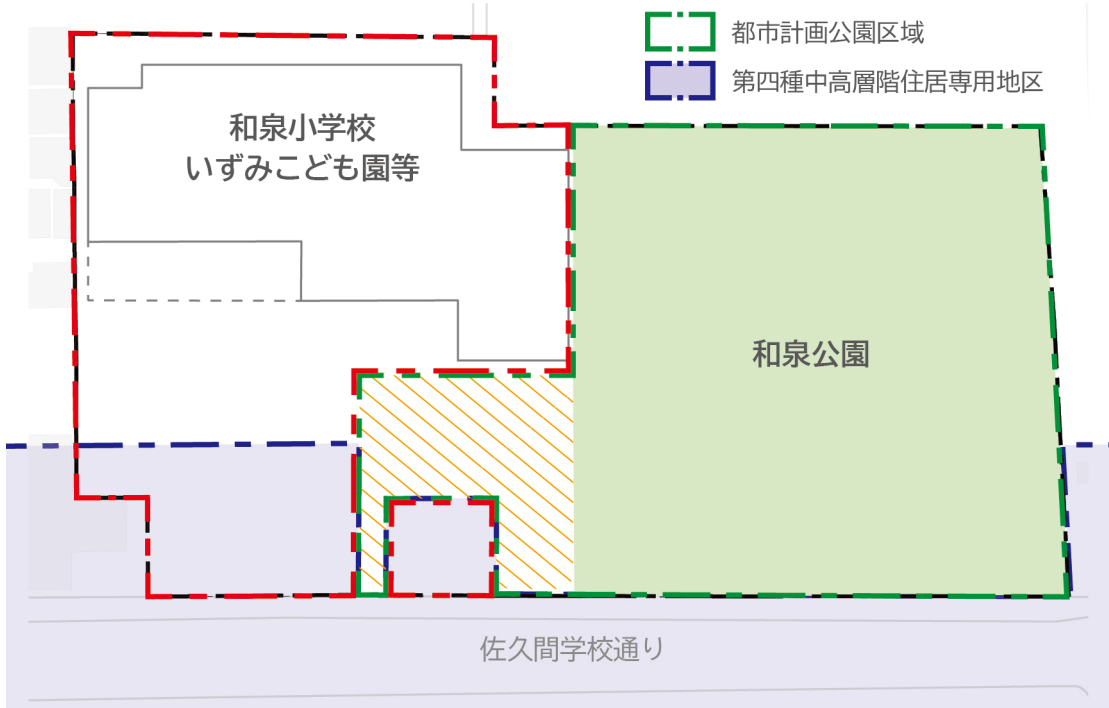


2. 敷地の入れ替えによる効果等

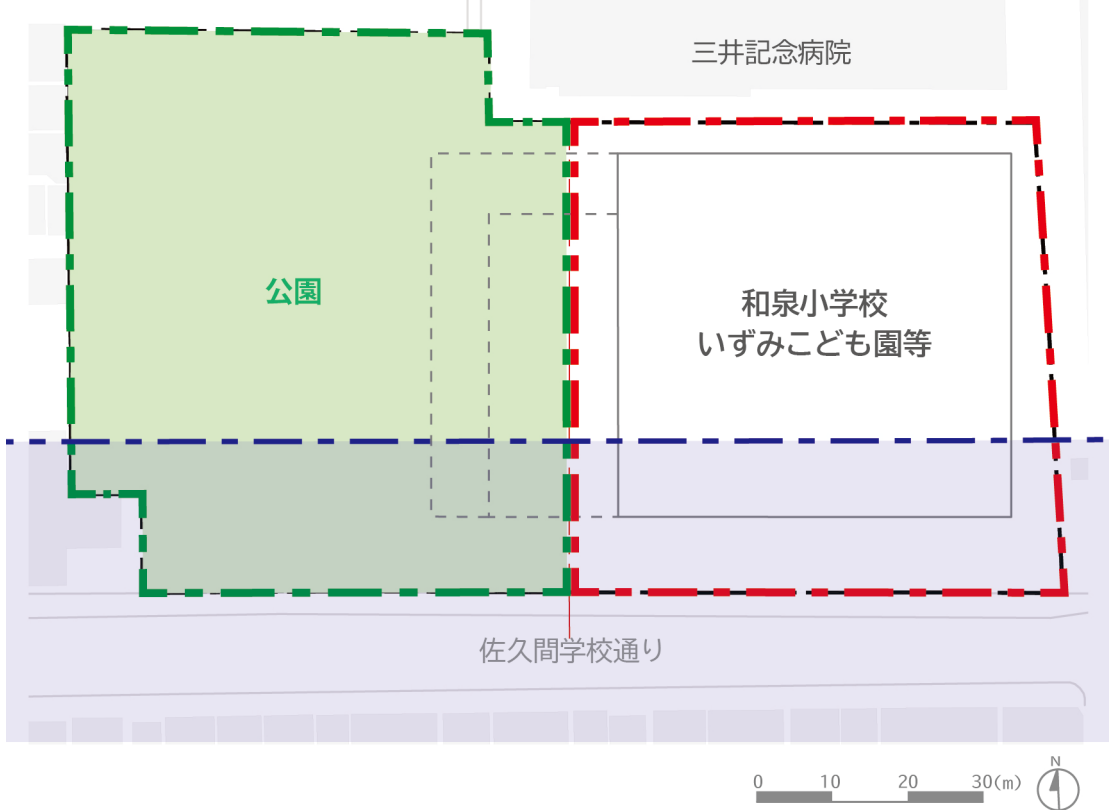
○都市計画変更の必要性

- 敷地の入れ替えによる施設・公園の整備を実現するため、現在、両敷地に定められている都市計画（都市計画公園、第四種中高層階住居専用地区）の区域（位置）を変更する必要がある

【現行都市計画】



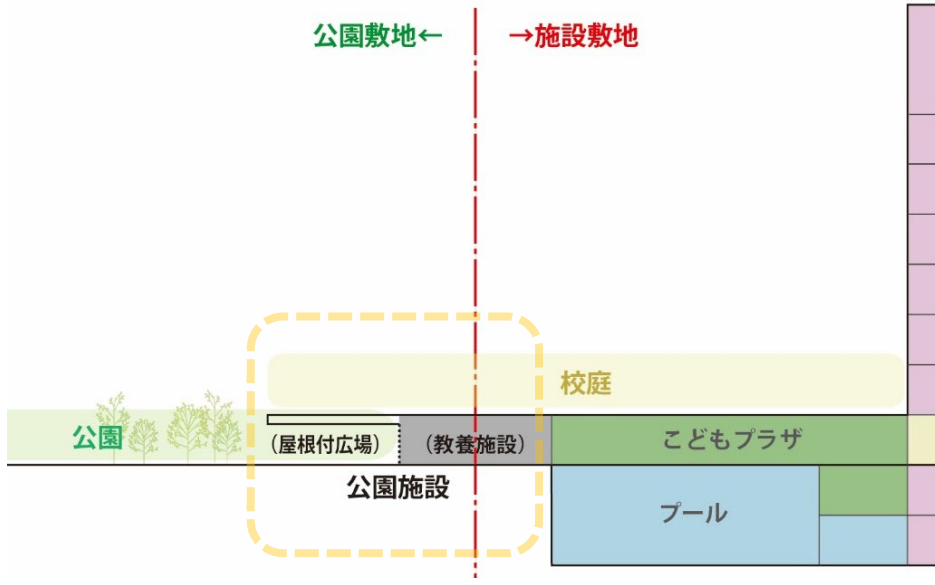
【都市計画変更案】



○敷地の入れ替えによる効果

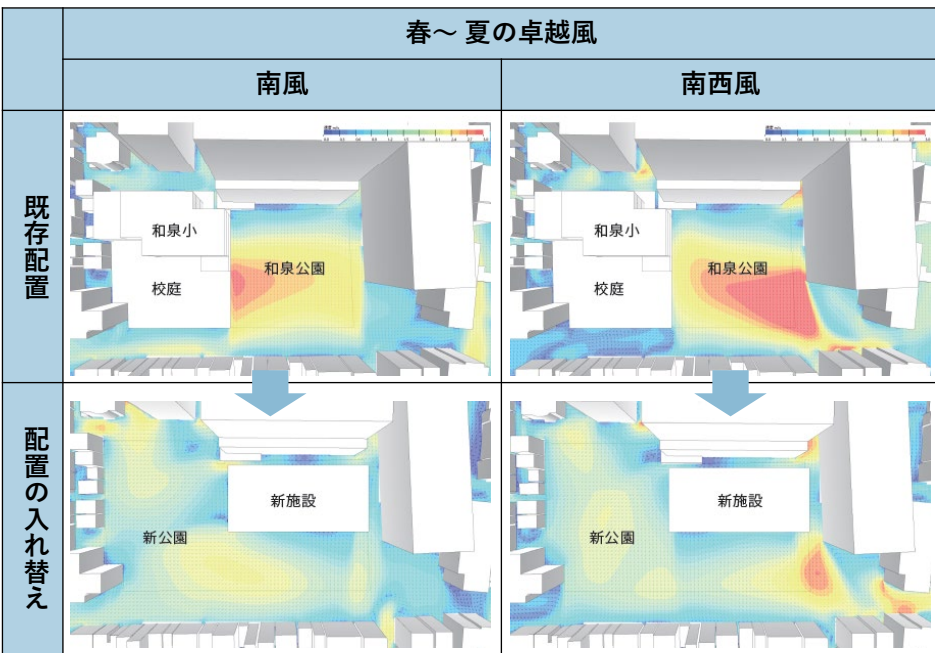
公園と校庭の立体的な配置による空間の創出

- 立体的な整備により、公園と校庭の必要面積の確保が可能
- 校庭として利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場・教養施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化の促進と、公園と施設の一体性を創出



風環境の改善

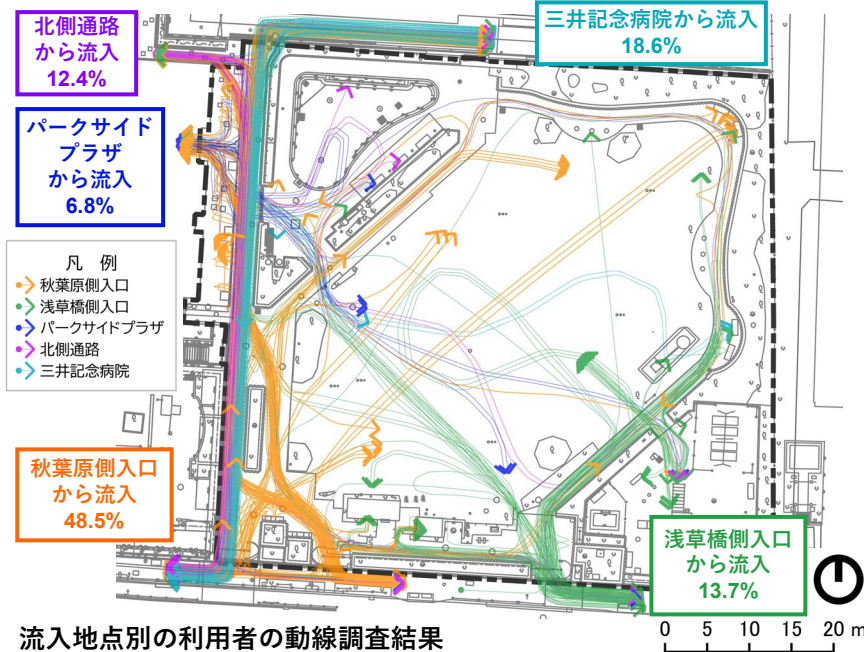
- 現状は三井記念病院にあたる南～南西からの風の吹きおろしにより、公園内で強風が生じる範囲が発生
- 施設と公園の配置を入れ替えると、地上レベルで強風が生じる範囲の削減が期待できる



風環境シミュレーション：敷地を上空から見た図に地表面+1mの高さに吹く風の強さを色（青色→赤色、弱風→強風）で表示

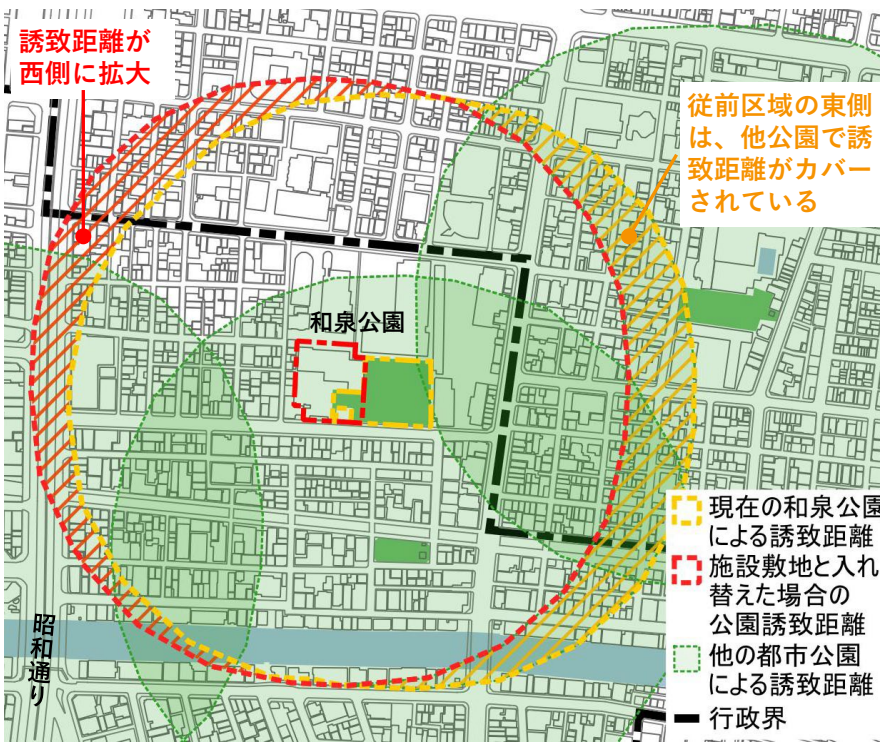
より利用しやすい公園の実現

- 現状も多様な公園の利用が見られる中、公園の再整備による遊びと学びの場としての機能を充実
- 特に南西側から北側通路や三井記念病院への往来が多い現状を踏まえると、公園が西側に移動することでアクセス性が向上



公園誘致距離内のエリアの拡大

- 都市公園には公園誘致距離の考え方がある（街区公園で250m）
- 公園が西側に移動することで、これまで周辺の公園も含めて誘致距離外であったエリアが一部改善される



第 3 回
和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との
一体的整備に向けた検討会

日時：令和 7 年 9 月 19 日（金）

18：00～20：00

場所：和泉橋区民館 4 階

次第

1. あいさつ
2. 前回検討会の振り返りについて【資料 1】
3. 前回検討会以降の検討について【資料 2】
4. 施設と公園の計画について【資料 3】
5. 整備構想の骨子案について【資料 4】
6. 今後の検討スケジュールについて【資料 5】
7. その他

資料

資料 1	第 2 回和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体整備に向けた検討会意見まとめ
資料 2	第 2 回検討会以降の検討の概要
資料 3	人工地盤校庭パターンにおける施設と公園のプランニング
資料 4	和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（骨子案）
資料 5	今後の検討スケジュール
参考資料 1	第 2 回和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体整備に向けた検討会〔議事概要〕

第 2 回和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会意見まとめ

■実施概要

（１）開催概要

日時：令和 7 年 3 月 27 日（木）18:00-20:10

場所：ちよだパークサイドプラザ 7 階会議室

（２）参加者

地域関係者 ・秋葉原東部町会連合会 会長 ・地元町会（神田和泉町町会）会長 ・和泉小学校 PTA 副会長 ・いずみこども園 PTA 会長 ・青少年委員 委員 ・アイグラン保育園東神田 園長	施設関係者 ・和泉小学校 校長 ・いずみこども園 園長 隣接関係者 ・三井記念病院 事務長	千代田区 ・公園管理者 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課長 ・教育委員会事務局 子ども部 教育担当部長 学識経験者 ・日本大学理工学部 教授
---	--	---

■主な意見

（１）施設・公園の配置形態に関する意見

①現況調査（公園の利用状況調査、風環境シミュレーション）について

[公園の利用状況調査]

- ・代替園庭として利用する際は、公園を全体的に利用している。
- ・調査は日中 16 時までしか行われていないが、夕方の 17 時頃には、こども園にお迎えに来た保護者とその子どもが公園を利用している場面が見られる。

[風環境シミュレーション]

- ・学校と公園を入れ替えることで公園の風環境が改善されるとのことだが、新施設の建物の形がシミュレーションと異なる場合でも同じことが言えるか。
- 形状に合わせ、別途シミュレーションが必要である。（区事務局）

②校庭と公園を地表面で兼用する案

- ・校庭をこども園の園庭としても利用することを考えると、平日は 17 時までは公園側に開放しないでほしい。
- ・校庭と公園の兼用部分は、日常的には校庭として使い、イベント等の際のみ開けられるようにしたかどうか。
- 兼用部分は公園の土地でもあるため、土日以外でも開放する時間を増やす検討は必要。夜間については防犯上も開放しないことになるだろう。（区事務局）
- ・道路から校庭が覗けないよう目線の高さ部分だけを隠せる仕切りで囲んではどうか。一方、公園と校庭との仕切りは、兼用の一体感を高めるためにも隠さずに透過性のあるものとした方が良いのではないか。

③校庭と公園のレベルを分け、校庭を人工地盤上に設ける案

- ・子どもたちが安心して活動できる環境にするため、校庭と公園のレベルを分けた案は良い。
- ・新施設の建設後に現施設を解体し、それから人工地盤の校庭をつくるのだから、校庭全体が完成するまでには相当の時間を要する。地表面で兼用する案と比べて、工事費は高くなるだろう。
- ・フラットにつながっている方が地域行事はやりやすい。上下の二階層に分かれてしまうと、公園と校庭を一体的に使って地域行事を行うことが難しい。
- ・校庭と公園をつなぐ大階段を設ければ、一体的な利用ができる空間となるのでは。
- ・人工地盤下は奥行きがあり薄暗い空間が広がる可能性があるため、大階段などで公園とつながった人工地盤の上を公園とし、その下に他の機能を配置する立体的利用もあり得るのではないか。
- この案は、人工地盤上にセキュリティが確保された校庭を整備し、その下の地表面において都市計画公園の面積を確保する考えである。人工地盤下の空間も、猛暑時の日除けスペースなど、公園としての必然を持った設えを工夫していく必要があると考えている。（区事務局）
- ・人工地盤下の機能として、公園に関する倉庫やトイレ、現在 5 階にある区民図書室のような機能などが考えられる。公園利用者と相性の良い区民施設は、公園に近い位置にあった方が良い。公園に隣接して図書室やカフェなどを配置するということも考えてみては。
- ・人工地盤下に区民施設などを収めることで上階に余裕が出れば、中間階に小さな園庭などの外部空間をベランダ的に造ることもあり得るのでは。
- ・現状でも防球ネットが低い。ボールが人工地盤の外に出た時に下まで取りにいかなければならない。

④校庭を施設の屋上に設ける案

- ・病院からの見え方、入院棟からどう見えるのかが気になる。

（２）公園に関する意見

①新しく整備する公園

- ・人工地盤案でも、公園部分については自然感が必要である。
- ・新たな公園の中にも、桜を植えてほしい。砂場、子ども用遊具も必要だろう。
- ・病院を利用する方にとっても公園の存在はとてありがたい。
- ・すべての人が使いやすいものになると良い。
- ・ボール遊びは、させてあげたい気持ちはあるが危ない面もある。現状では、病院へ通院している方やリハビリされている方等の利用も多いため、ボールが当たらないか不安がある。

②工事期間中の公園機能

- ・じゃぶじゃぶ池は子どもから人気が高い施設である。工事期間中も継続的に利用できないか。
- 現在のじゃぶじゃぶ池の位置は新たな施設の建設場所となるため、工事期間中の残置は難しい。（区事務局）

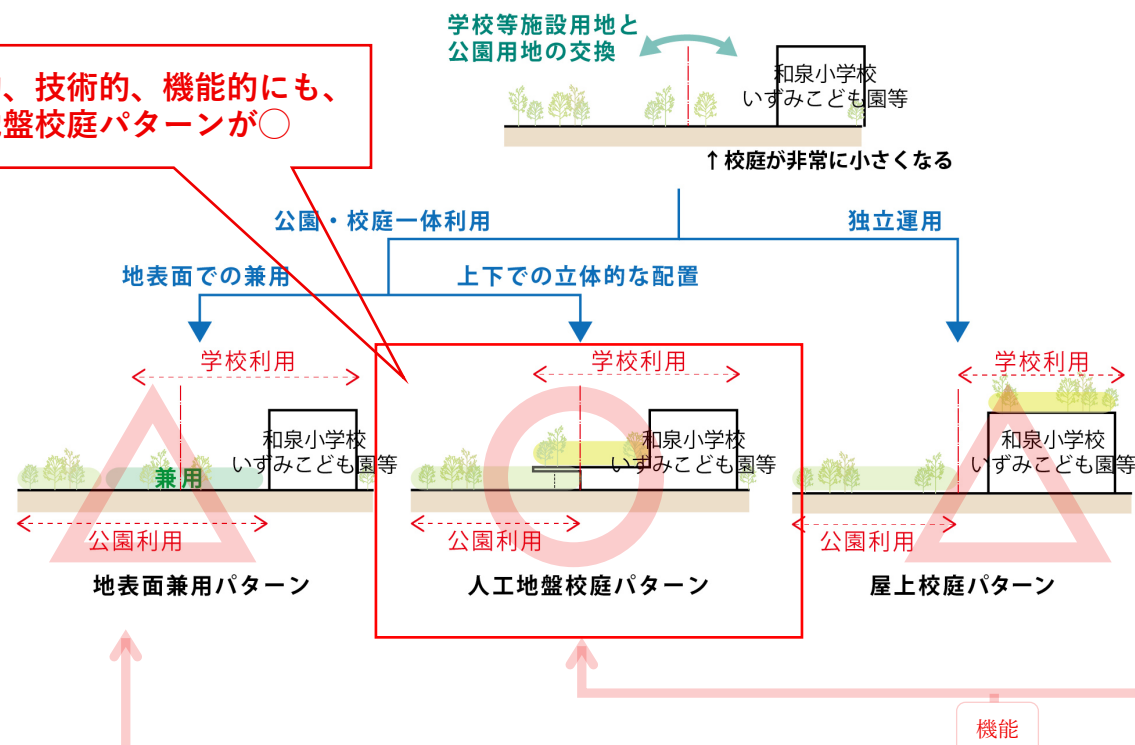
（３）旧ポンプ所跡地について

- ・移転建替えて進めていくとなると、工事期間中長く閉鎖される公園機能の代替が課題。これまでの検討会や地域からのご意見の中でも指摘されている。このため、ポンプ所跡地については、まずは工事期間中の代替公園、代替園庭として活用できればと考えている。（区教育委員会）

第 2 回検討会以降の検討の概要

- ・限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要がある。
- ・地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられるが、第 2 回検討会の議論を受け、公園は 1 階、校庭は 2 階と上下に分離することでセキュリティを確保する「人工地盤校庭パターン」について、新たに制度的・技術的・機能的な整理を行った。

制度的、技術的、機能的にも、
人工地盤校庭パターンが○



○公園と校庭の兼用事例（タイムシェア）に関するヒアリング調査[令和 7 年 5 月実施]

調査対象：新宿区（花園小学校・花園公園）
江東区（臨海小学校・臨海公園）

【効果】

- ・公園、学校ともに利用できる広場空間として、地域住民の交流の場として役立っている。
- ・学校の敷地面積が狭くても、広い校庭として利用できる。
- ・児童の体力向上。
- ・自然環境に恵まれた教育環境の実現。

【留意点】

- ・公園として使用できる時間及び空間が大幅に制限される。
- ・外壁等で厳重に隔離されないため、外部から校庭内に侵入することも不可能ではない。
- ・校庭内に公園利用時のゴミ等が落ちていることがある。
- ・一般の公園より高い治安維持の水準が必要。夜間の閉鎖。

→「地表面兼用パターン」は、校庭・公園ともに広い空間を確保できるが、管理運営面から一定の課題あり

○新たな施設・公園に導入する機能についての庁内意向調査[令和 7 年 5 月～6 月実施]

①子ども関係

- ・子どもの遊び場機能
- ・ゲームや飲食ができるスペース
- ・中高生の自習・居場所スペース

②公園関係

- ・既設公園面積の確保
- ・ボール遊び対応（年齢・体格が異なる対象、校庭開放も含め）
- ・花火ができるスペースと仕様
- ・自転車置き場、猛暑対策としての日よけ
- ・イベントの際の天候に左右されない屋根スペース、搬入スペース、電源

⑤環境関係その他

- ・施設の緑化・ZEB 化、木材利用、省エネ・再エネ、クールスポット
- ・選挙時の投票所での利用

→「人工地盤校庭パターン」であれば、施設が公園に隣接することを活かした公園の多機能化や地域利用者（公園利用者）向け機能の充実が可能

③地域交流関係

- ・シルバートレーニング等の福祉関係の事業ができるスペース
- ・地域が利用できる会議室
- ・お祭の期間中の神輿等展示スペース
- ・中高生の自習・居場所スペース

④防災関係

- ・マンホールトイレ、災害用井戸
- ・地域の重要資機材の配置、災害廃棄物一時保管の検討
- ・隣接する緊急医療救護所（三井記念病院）との連携

制度

技術

機能
技術

○公園内の人工地盤校庭に関する制度的検討[令和 7 年 6 月～9 月実施]

- ・都市公園の法令においては、オープンスペースの確保のため、公園施設の建ぺい率を規定（通常 2%）。
- ・ただし、公園施設の種類によりこれを超えることができる。
 - 休養施設、教養施設、備蓄倉庫等を設置する場合 +10%
 - 屋根付広場等高い開放性を有する建築物 +10%

→公園内施設としての人工地盤であれば、合計 1,000 m²程度（4,600 m²（公園面積）×22%（2+10+10）≒1,000 m²）まで公園内に建築可能

○施工者ヒアリング調査[令和 7 年 7 月実施]

調査対象：ゼネコン 2 社

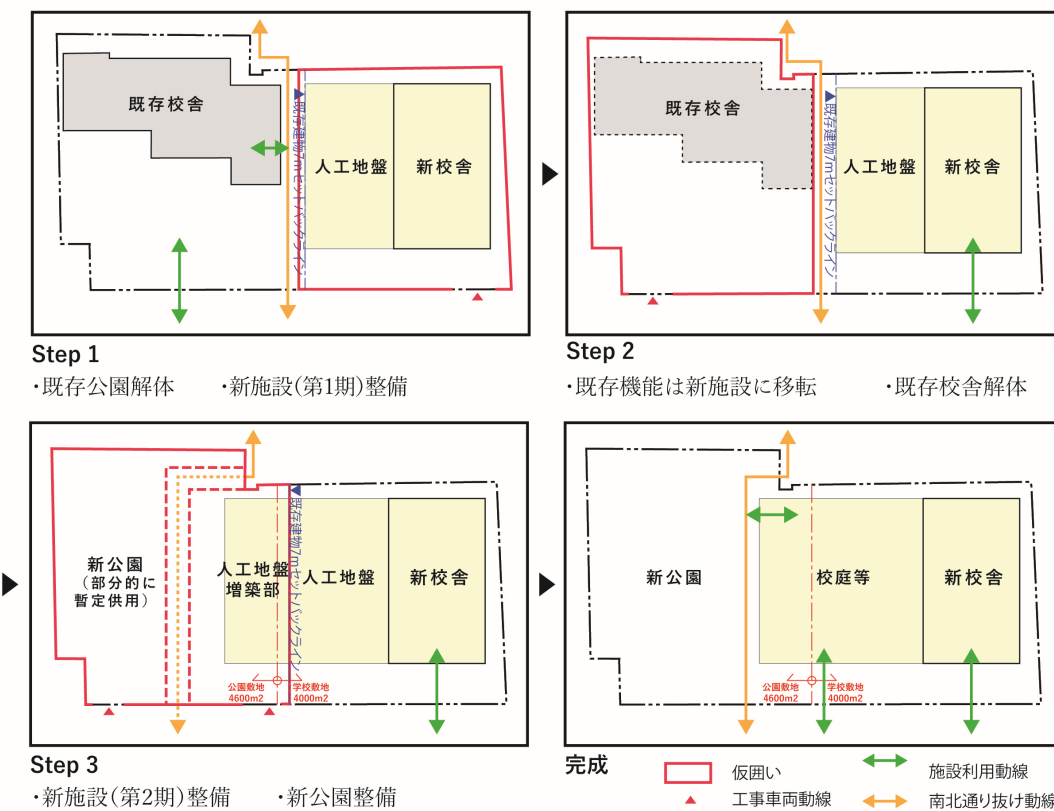
【技術的見解】

- ・既存校舎外壁から新校舎まで 6~7m の離隔を確保すれば、地下の掘削や解体、南北貫通通路の確保が可能。
- ・人工地盤部の打ち継ぎ（第 1 期と第 2 期工事）は施工上可能。

【留意点】

- ・既存校舎解体時が最も大きな騒音・振動を伴うため、騒音・振動計によるモニタリングや周辺との事前合意が必要。
- ・地表面兼用パターンと比較すると人工地盤校庭パターンは、施工期間が長くなる（約半年）。
- ・建設現場の週休 2 日等の影響及び地下躯体の存在により既存校舎解体には時間を要する。

→「人工地盤校庭パターン」は、施工期間は要するものの、施工は可能



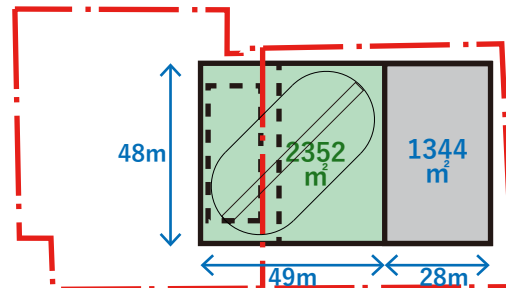
○人工地盤校庭パターンとした場合の施設内の機能配置の検討[令和 7 年 6 月～9 月実施]

→資料 3 に示すとおり、必要な諸機能・面積を納めることが可能

人工地盤校庭パターンにおける施設と公園のプランニング

【矩形配置】

- 正方形に近い形状のグラウンド
- 病院への圧迫感軽減



■ 矩形東案①

□ 案の特徴

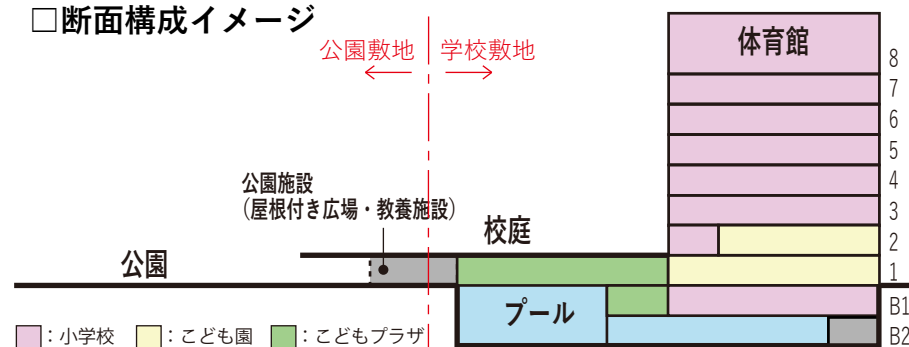
○ 施設

- 体育館を最上階とする（構造的負担の軽減）
- 小学校は大階段であがった2階を昇降口とし、主要諸室は3-7階に配置（既存和泉小同様のアクセス方法）
- こども園を1-2階とし、園庭は1階の道路側専用園庭と2階の小学校校庭の両方を活用可能
- こどもプラザを1-B1階とする（B1Fはドライエリア採光）
- プールを地階とし、B1-B2階の吹抜け空間とする
- 地域利用の機能（会議室、倉庫）をB2階に配置
- 人工地盤下の公園施設（図書室などの教養施設）を学校等施設に寄せて配置し、人工地盤下の屋根付き広場を広く確保

○ 公園

- 屋根付き広場に屋外デッキを取り込み、芝生広場と屋根下空間を連続的に結ぶことで、テラス利用などを一体的な空間活用を促進
- 現況の和泉公園と同様に、おおらかな芝生広場と遊具スペースを確保

□ 断面構成イメージ

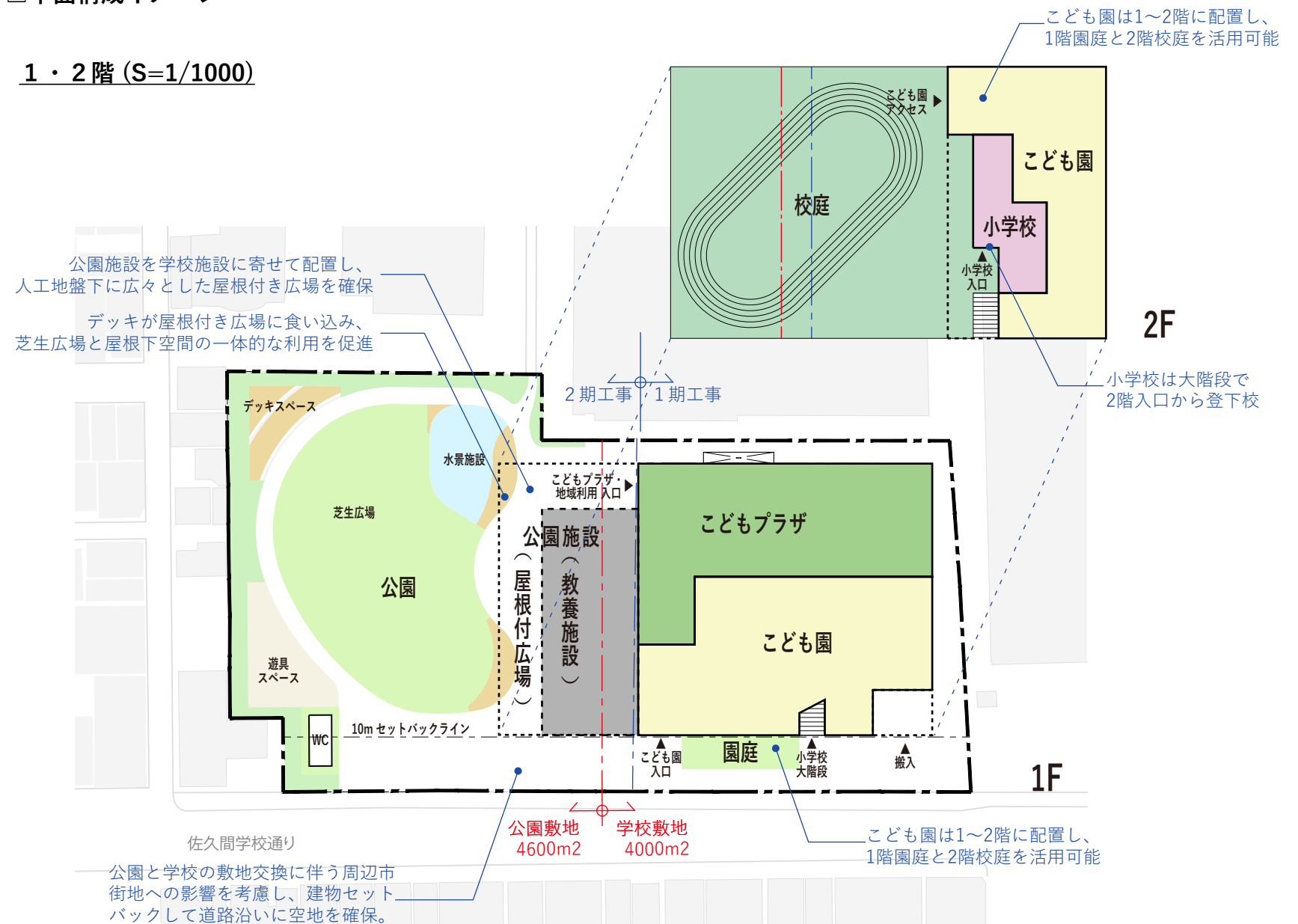


□ 面積表

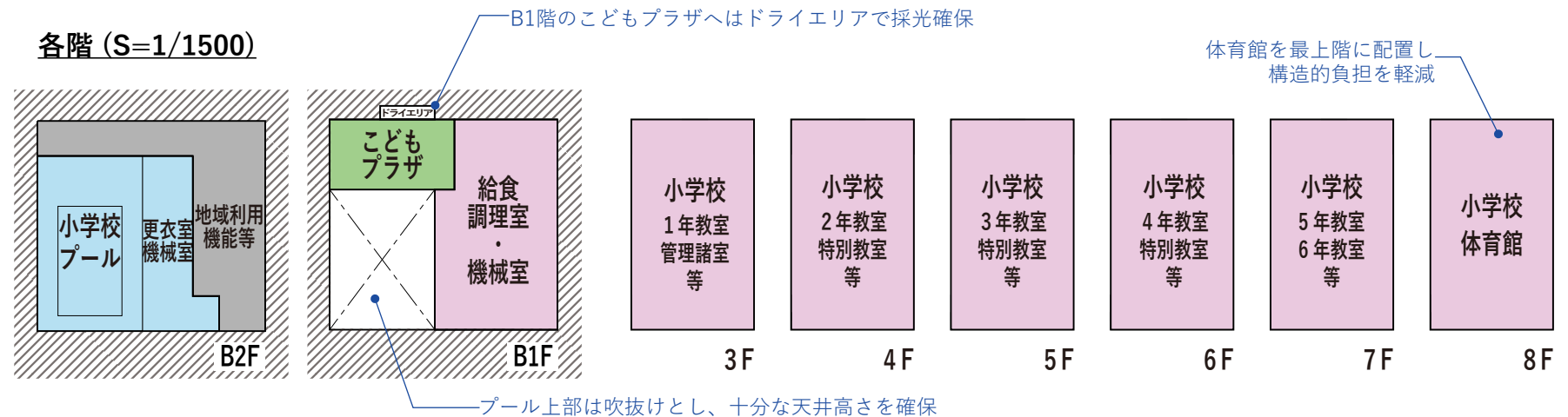
	本案	R5 年度基本構想想定面積
小学校	11,659 m ²	10,840 m ²
こども園	2,055 m ²	2,368 m ²
こどもプラザ	1,616 m ²	1,792 m ²
公園施設・地域利用等	1,067 m ²	
合計	16,397 m ²	15,000 m ²

□ 平面構成イメージ

1・2階 (S=1/1000)



各階 (S=1/1500)

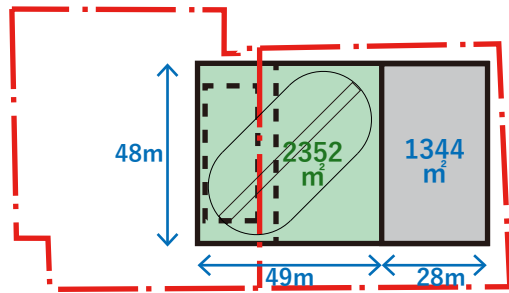


※ 本検討はあくまで一例であり、今後は検討会等で寄せられる意見を踏まえ、より適切な配置、構成を選定のうえ、基本計画案を策定する

人工地盤校庭パターンにおける施設と公園のプランニング

【矩形配置】

- 正方形に近い形状のグラウンド
- 病院への圧迫感軽減



■ 矩形東案②

□ 案の特徴

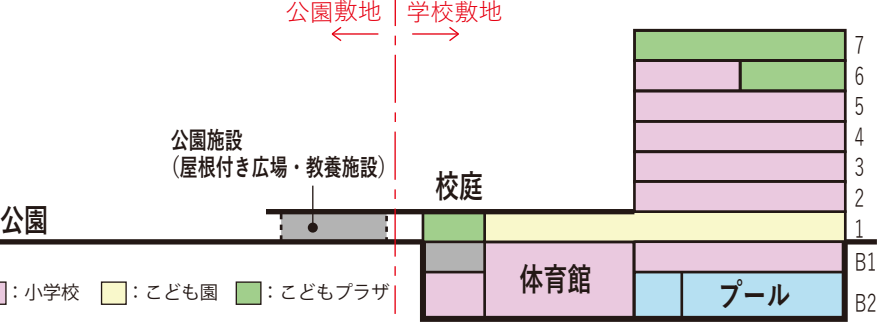
○ 施設

- 体育館、プールを地下とする（建物高さを抑制）
- 小学校は大階段であがった2階を昇降口とし、主要諸室は2-6階に配置（既存和泉小同様のアクセス方法）
- こども園を1階のみとし、1階の道路側専用園庭を利用可能
- こどもプラザを1階と6-7階とする
- 地域利用の機能（会議室、倉庫）を1-B1階に配置
- 人工地盤下の公園施設（図書館などの教養施設）を学校等施設から離して配置し、北側へ抜ける貫通通路を確保するとともに、通路に面した利用可能な諸室が増えることによる利便性の向上
- 体育館を地下に計画することで建物の高さを抑えつつ、地下階はより深い構成とする

○ 公園

- フットサルやバスケットボールなど、多様なボール遊びができるよう、フェンスで囲まれた安全なボール遊び場を確保

□ 断面構成イメージ

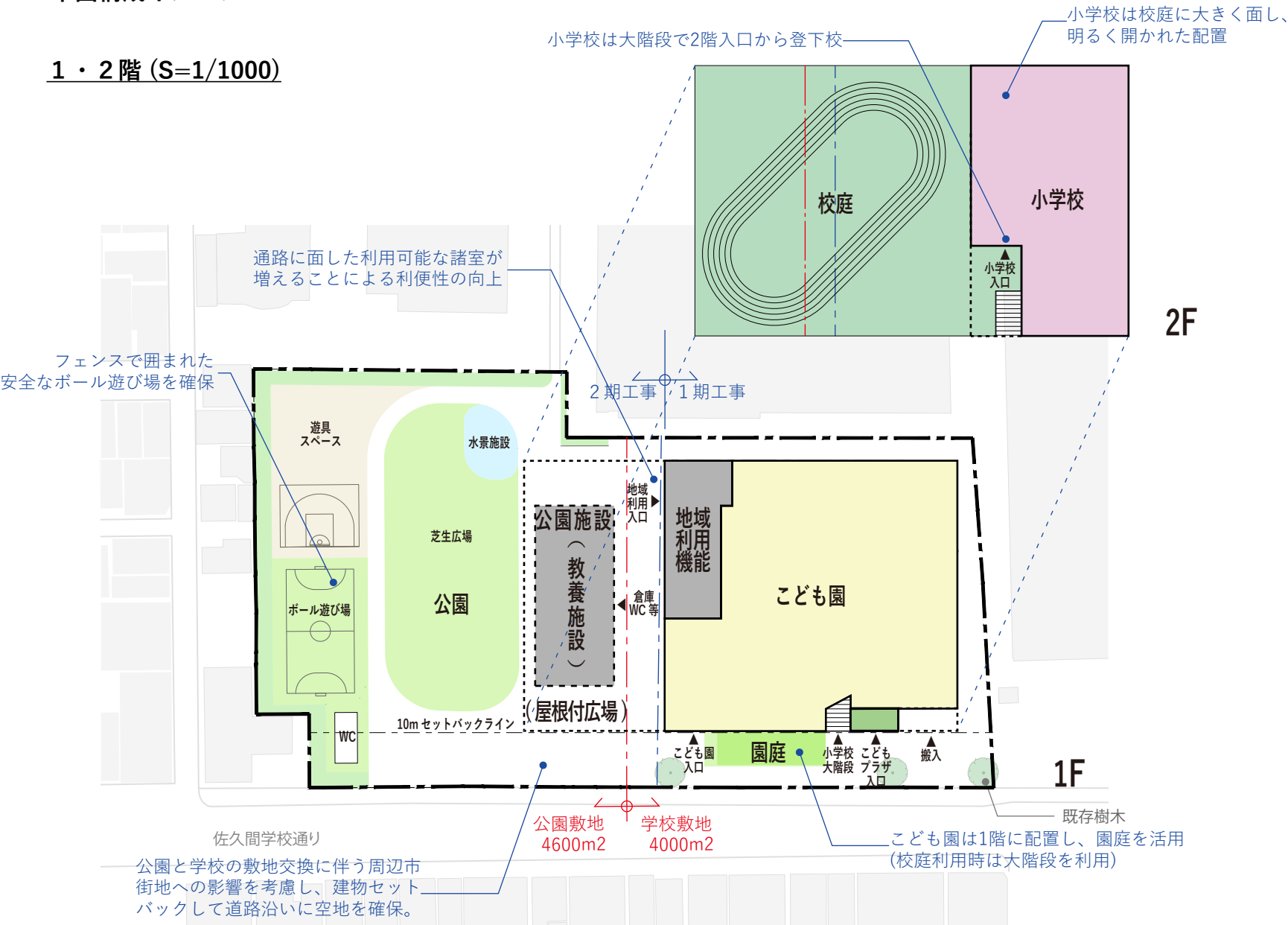


□ 面積表

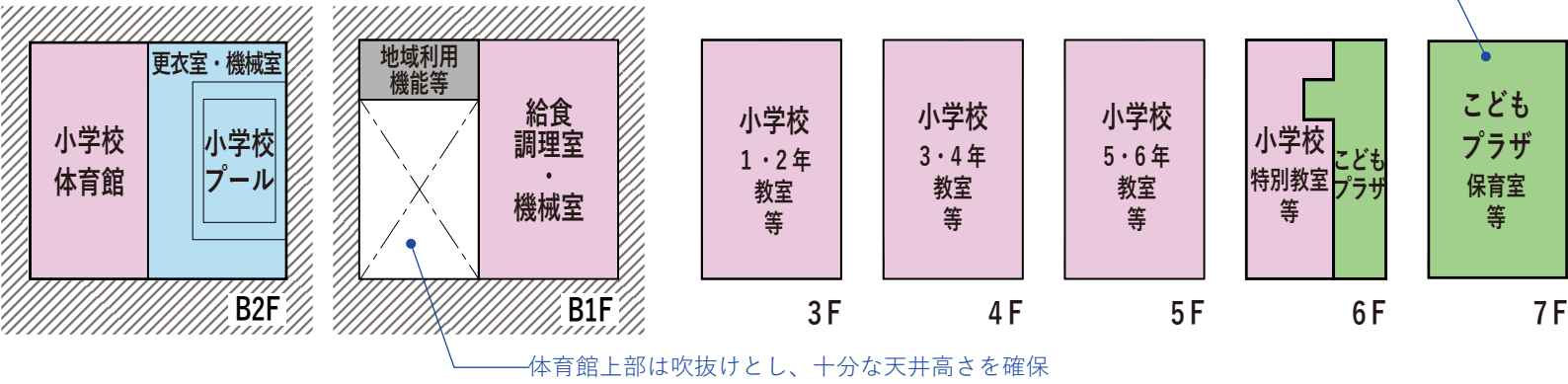
	本案	R5 年度基本構想想定面積
小学校	9,912 m ²	10,840 m ²
こども園	2,124 m ²	2,368 m ²
こどもプラザ	1,895 m ²	1,792 m ²
公園施設・地域利用等	1,066 m ²	
合計	14,997 m ²	15,000 m ²

□ 平面構成イメージ

1・2階 (S=1/1000)



各階 (S=1/1500)

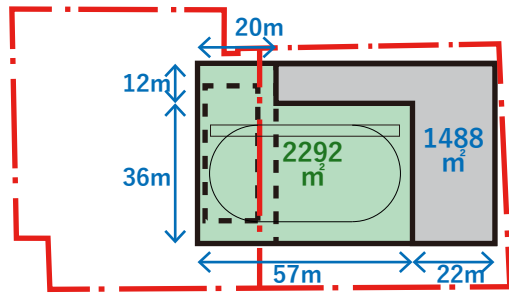


※ 本検討はあくまで一例であり、今後は検討会等で寄せられる意見を踏まえ、より適切な配置、構成を選定のうえ、基本計画案を策定する

人工地盤校庭パターンにおける施設と公園のプランニング

【L字配置】

- ・階数が抑えやすく、動線効率に有利
- ・校舎の外周長が長くなるため、教室に採光や通風を取り入れやすい



■ L字案①

□案の特徴

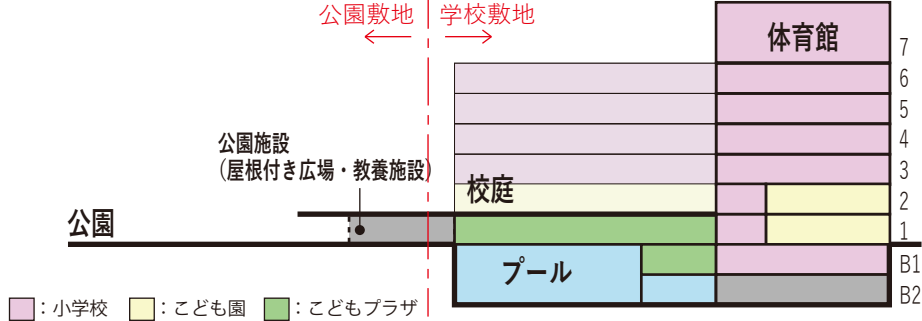
○施設

- ・体育館を最上階とする（構造的負担の軽減）
- ・小学校は大階段であがった2階を昇降口とし、主要諸室は3-6階に配置（既存和泉小同様のアクセス方法）
- ・こども園を1-2階とし、園庭は1階の道路側専用園庭と2階の小学校校庭の両方を活用可能
- ・こどもプラザを1-B1階とする（B1Fはドライエリア採光）
- ・プールを地階とし、B1-B2階の吹抜け空間とする
- ・地域利用の機能（会議室、倉庫）をB2階に配置
- ・人工地盤下の公園施設（図書室などの教養施設）を学校等施設に寄せて配置し、人工地盤下の屋根付き広場を広く確保

○公園

- ・公園内から施設2階の校庭へとつながるブリッジを設置し、公園側から校庭へのアクセスを確保
- ・ブリッジへ登る動線周辺には、すべり台など高低差を活かした遊具を配置し、立体的な遊び場としての魅力を向上

□断面構成イメージ

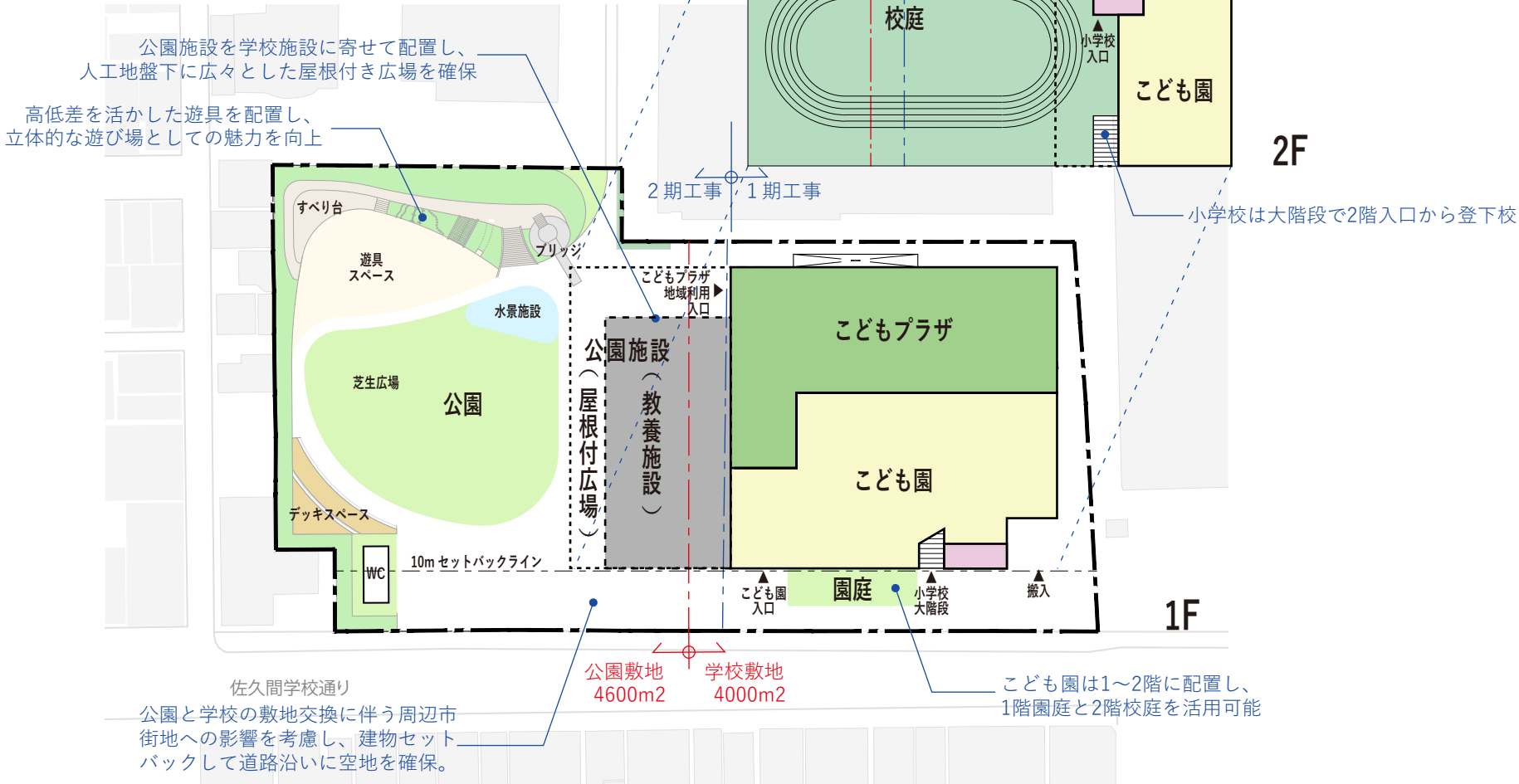


□面積表

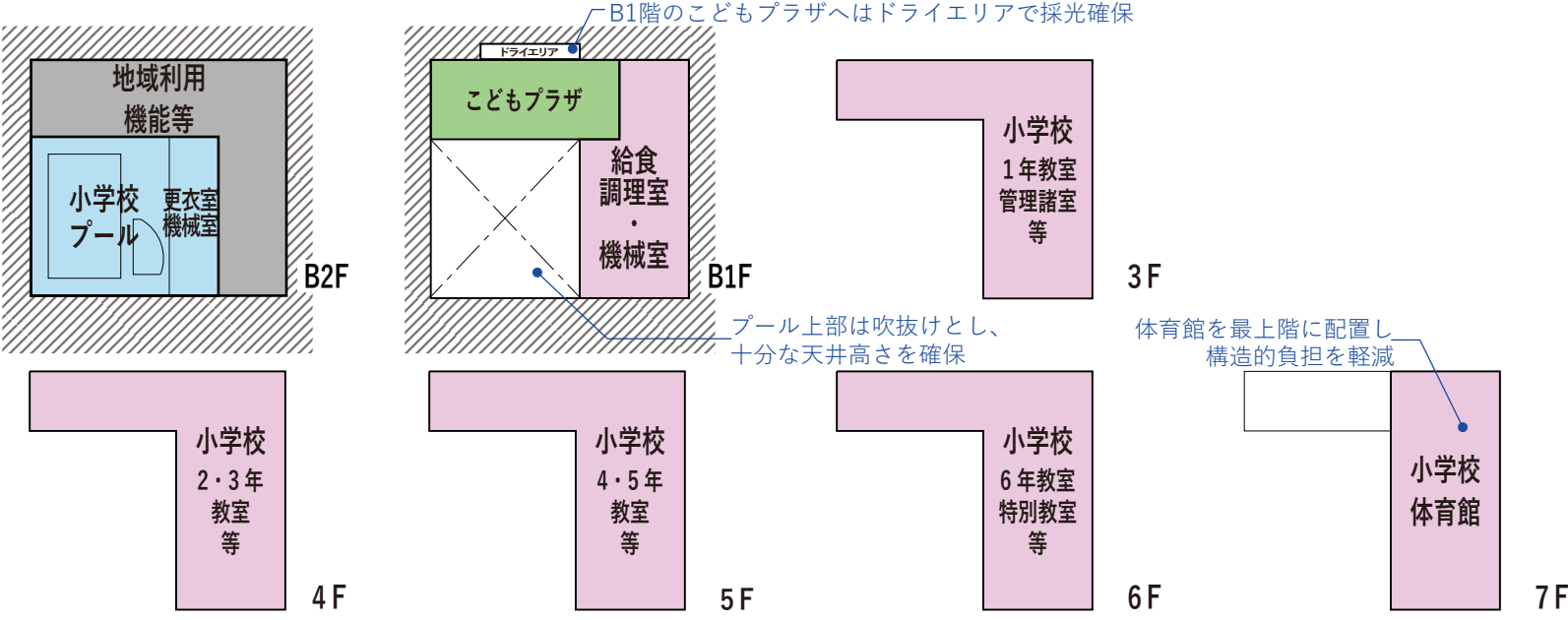
	本案	R5 年度基本構想想定面積
小学校	9,096 m ²	10,840 m ²
こども園	2,389 m ²	2,368 m ²
こどもプラザ	1,776 m ²	1,792 m ²
公園施設・地域利用等	2,016 m ²	
合計	15,277 m ²	15,000 m ²

□平面構成イメージ

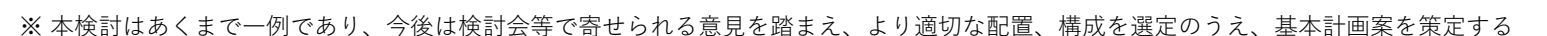
1・2階(S=1/1000)



各階 (S=1/1500)



※ 本検討はあくまで一例であり、今後は検討会等で寄せられる意見を踏まえ、より適切な配置、構成を選定のうえ、基本計画案を策定する



1. 施設の構成・配置の考え方

○現況

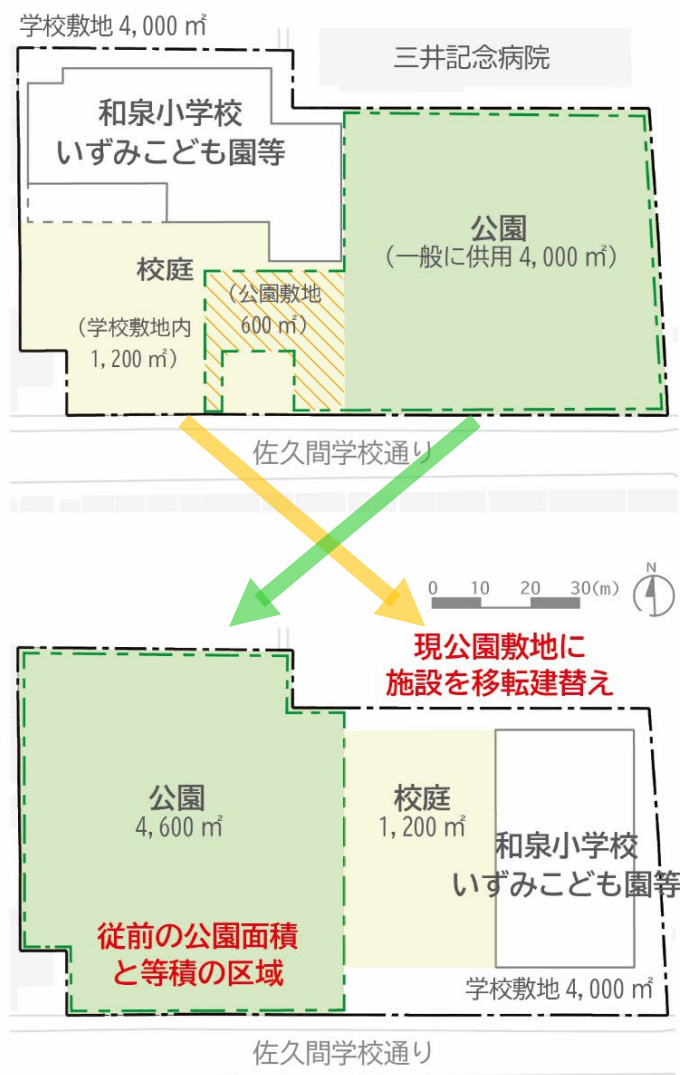
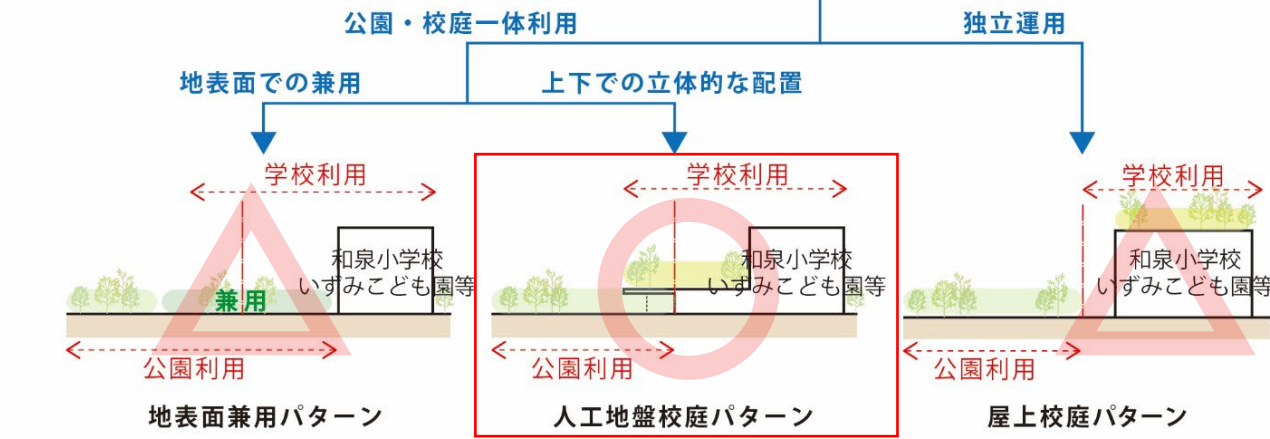
- 和泉小学校・いずみこども園等施設（ちよだパークサイドプラザ）は、竣工から38年が経過し、老朽化等が課題
- 現地建替えの場合は、仮施設への移転が必要
- 隣接する和泉公園は、都市計画公園区域のうち約600㎡が和泉小学校の校庭として使用されている

○敷地の入れ替えによる整備

- 小学校・こども園の機能継続の観点から、隣接する和泉公園敷地へ移転建替え
- 入れ替え後も都市計画公園の面積（4,600㎡）は等積
- 単純に新たな学校敷地に整備した場合は、従前の校庭利用面積約1,800㎡（1,200㎡+600㎡）が確保できない

○敷地の入れ替えによる課題と解決策

- 限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要がある
- 解決策としては、地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」が考えられるが、セキュリティを確保しつつ校庭を広く確保でき、公園の多機能化にも寄与する「人工地盤校庭パターン」を採用

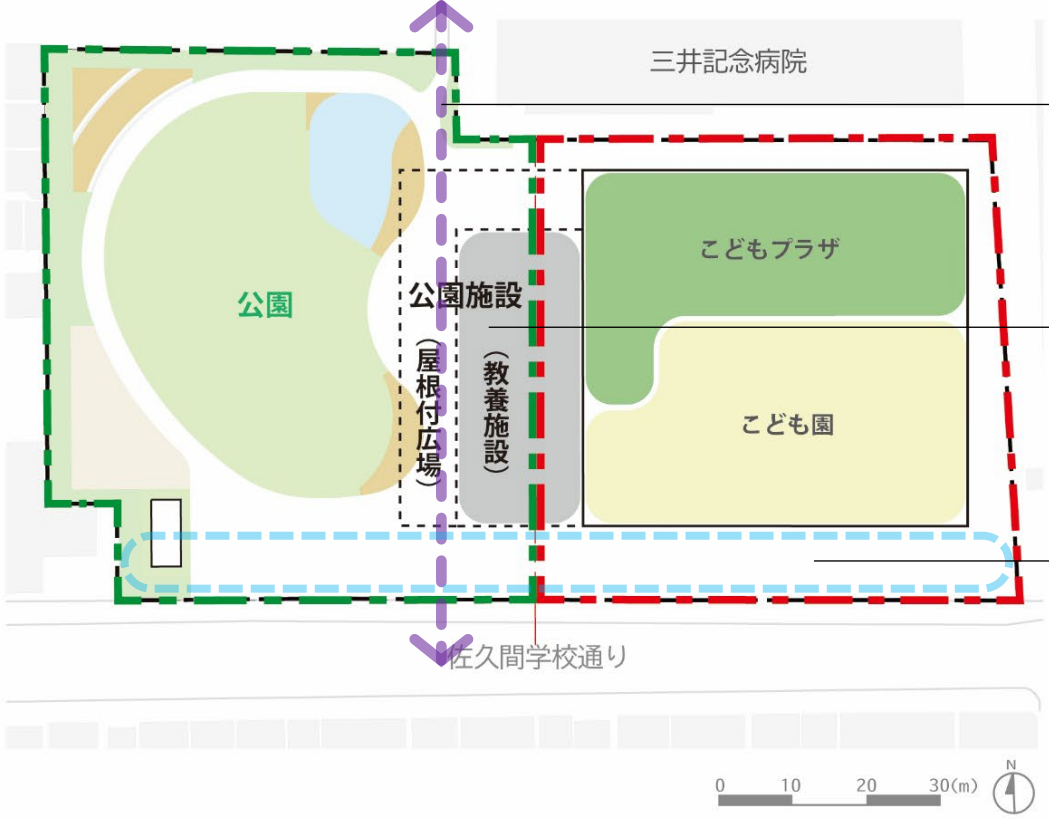
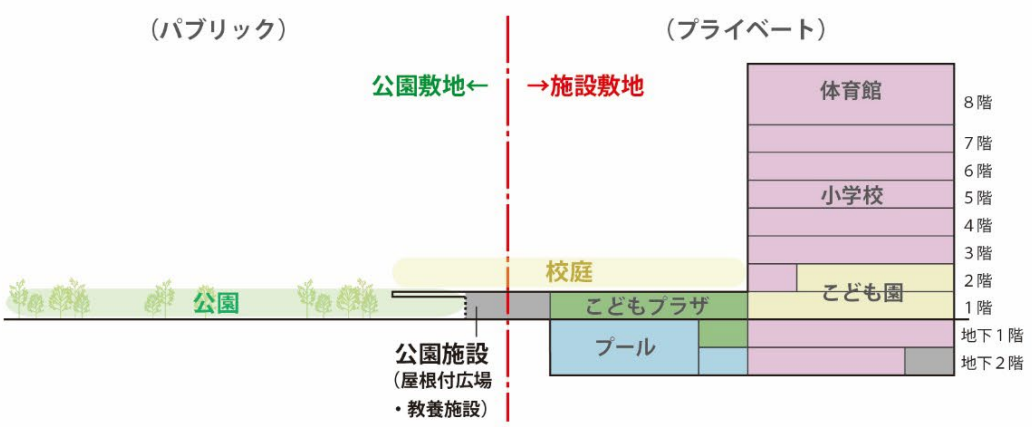


○施設の整備イメージ

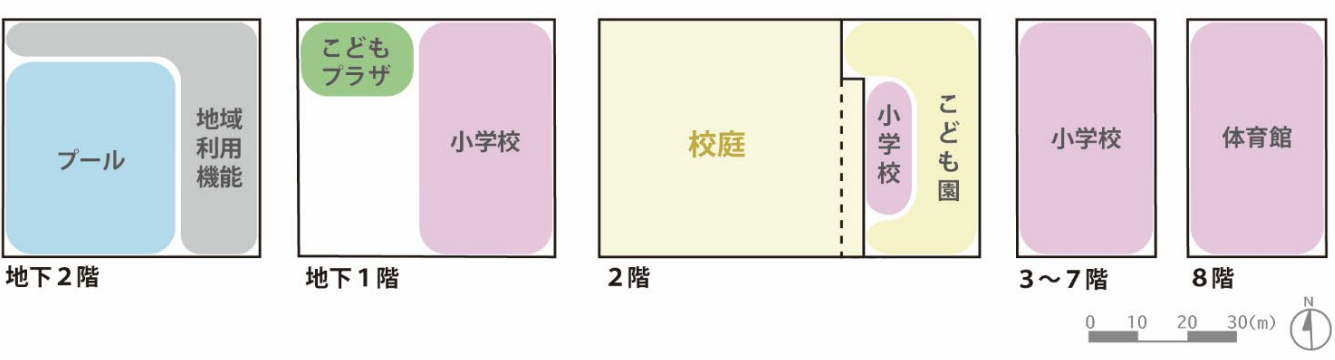
※図示している整備イメージは一例であり、今後の基本計画・設計を通じて具体的な公園・施設のプランを検討します

- 施設の空間や機能を拡充し、各機能の必要面積を確保
- 各施設の利用者動線、諸室配置を踏まえた施設の実現を目指す
- 公園と校庭の立体的な一体利用が可能な配置による施設・公園の再整備

施設	想定面積	既存面積
小学校	約12,000㎡	7,090.7㎡
こども園	約2,000㎡	1,941.8㎡
こどもプラザ他	約2,500㎡	2,422.4㎡
施設合計	約16,500㎡	11,454.9㎡



- 佐久間学校通りと北側（三井記念病院側）を行き来できる動線を確保
- 公園内の人工地盤は都市公園の規定に基づく公園施設（屋根付広場・教養施設等）として整備
- 沿道のオープンスペースの創出
- 周囲の市街地形成への影響を踏まえ、道路と一体となった空地を確保
- 旧ポンプ所跡地を工事期間中の代替公園、代替園庭として活用

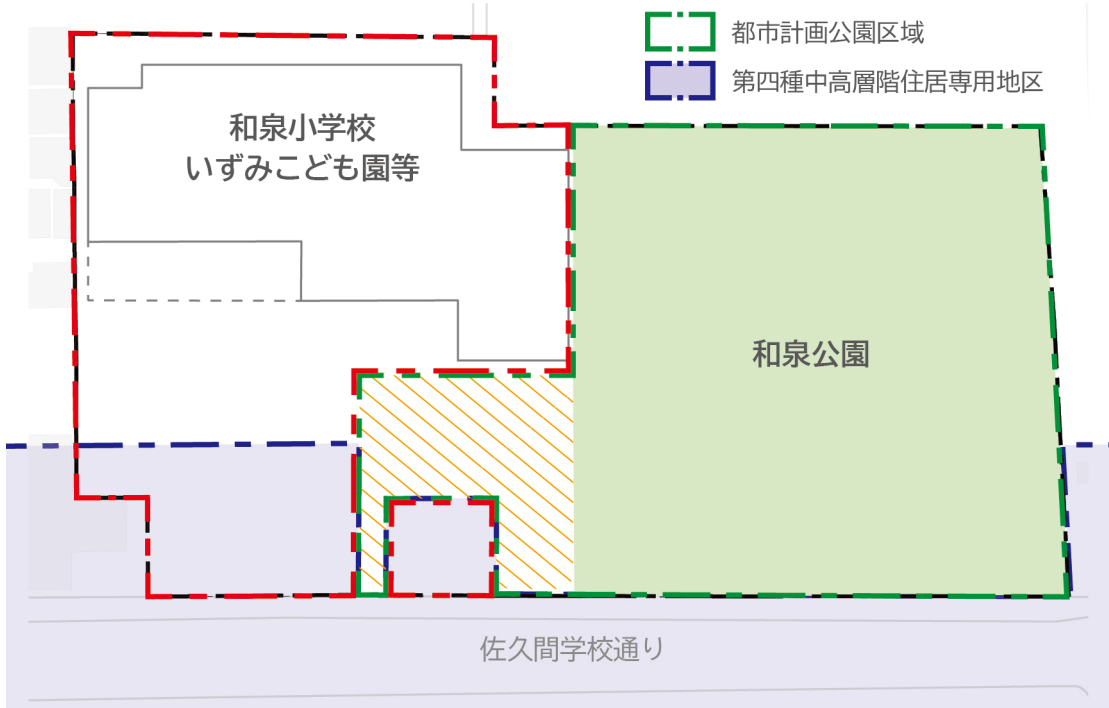


2. 敷地の入れ替えによる効果等

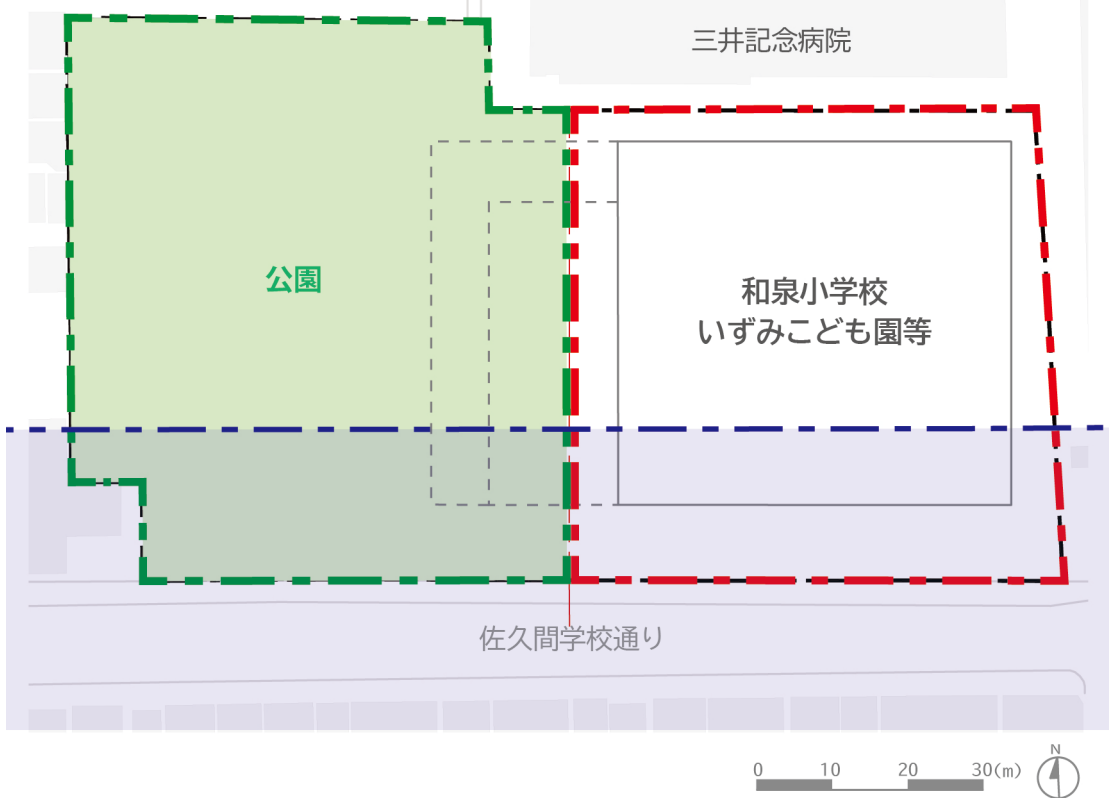
○都市計画変更の必要性

- 敷地の入れ替えによる施設・公園の整備を実現するため、現在、両敷地に定められている都市計画（都市計画公園、第四種中高層階住居専用地区）の区域（位置）を変更する必要がある

【現行都市計画】



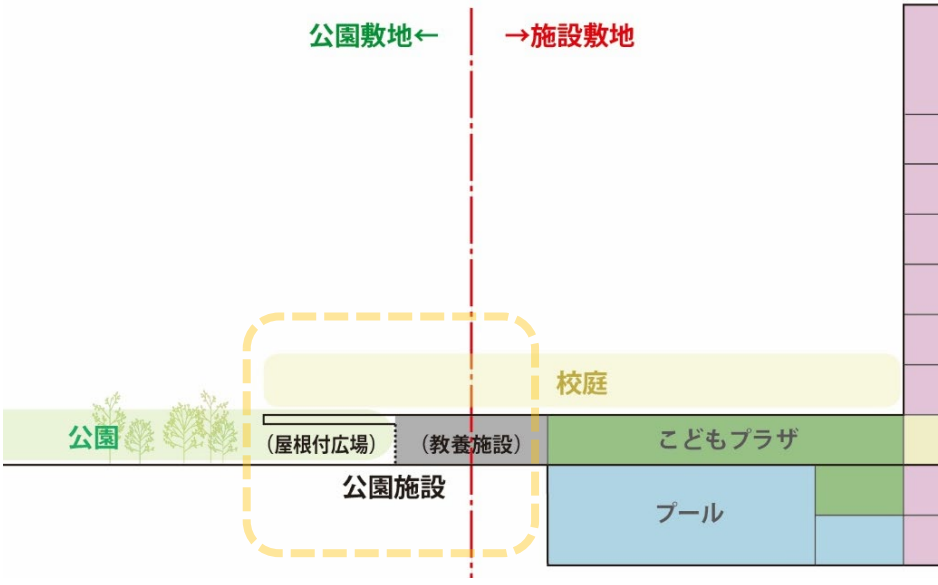
【都市計画変更案】



○敷地の入れ替えによる効果

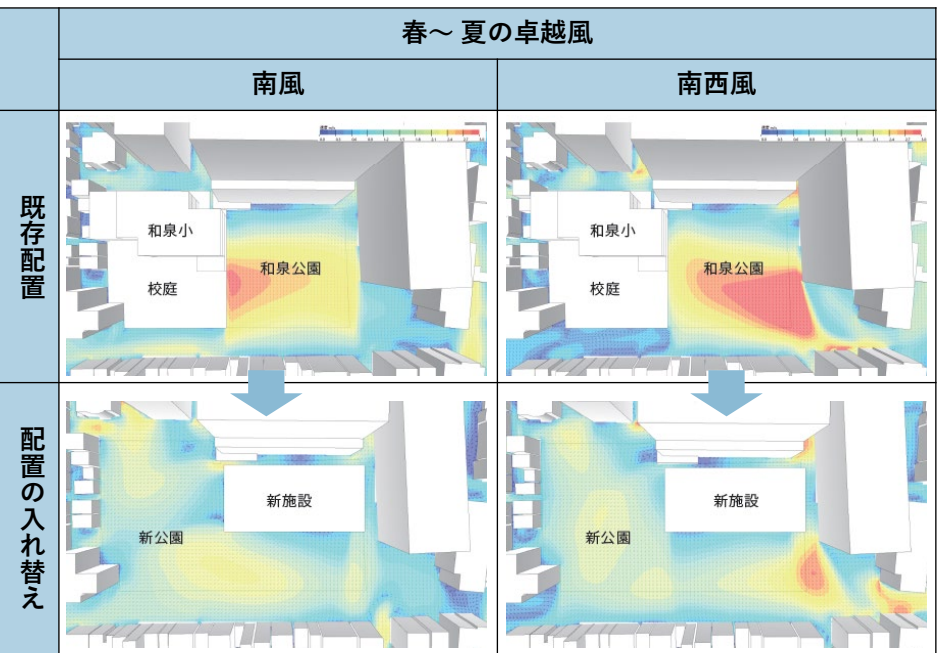
公園と校庭の立体的な配置による空間の創出

- 立体的な整備により、公園と校庭の必要面積の確保が可能
- 校庭として利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場・教養施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化の促進と、公園と施設の一体性を創出



風環境の改善

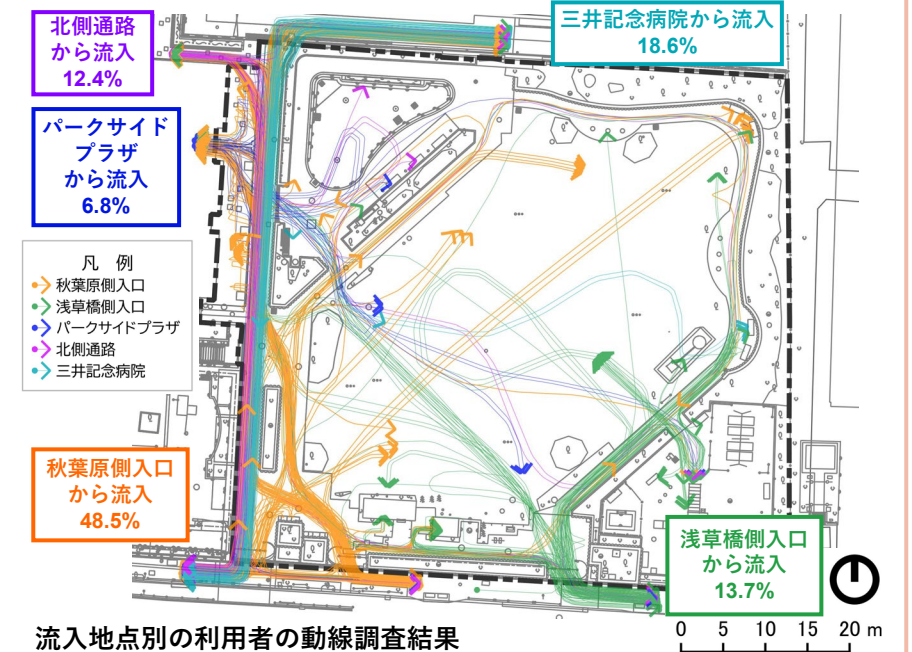
- 現状は三井記念病院にあたる南～南西からの風の吹きおろしにより、公園内で強風が生じる範囲が発生
- 施設と公園の配置を入れ替えると、地上レベルで強風が生じる範囲の削減が期待できる



風環境シミュレーション：敷地を上空から見た図に地表面+1mの高さに吹く風の強さを色（青色→赤色、弱風→強風）で表示

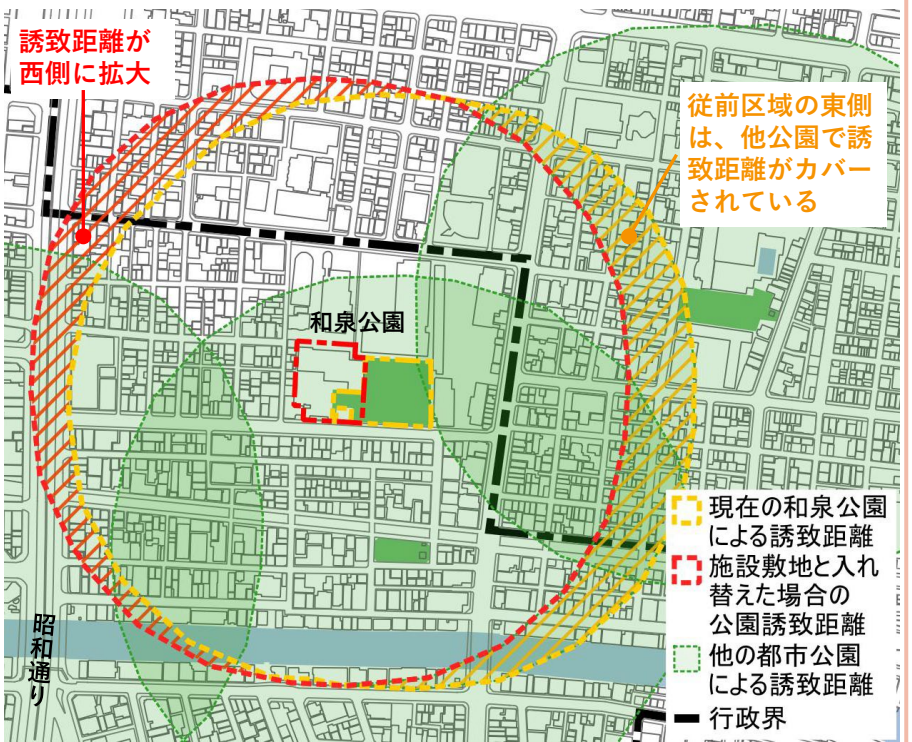
より利用しやすい公園の実現

- 現状も多様な公園の利用が見られる中、公園の再整備による遊びと学びの場としての機能を充実
- 特に南西側から北側通路や三井記念病院への往来が多い現状を踏まえると、公園が西側に移動することでアクセス性が向上



公園誘致距離内のエリアの拡大

- 都市公園には公園誘致距離の考え方がある（街区公園で250m）
- 公園が西側に移動することで、これまで周辺の公園も含めて誘致距離外であったエリアが一部改善される



資料 5

資料 5

九段中等教育学校における 35 人学級の実施について

1 概要

令和 8 年度からの公立中学校・中等教育学校前期課程における 35 人学級の実施に伴い、区立九段中等教育学校の学則で定められている生徒定員について、各学年 4 学級 160 人から各学年 4 学級 140 人に変更する。

2 経緯

- ・平成 23 年に 35 人以下学級を推進するため、公立小学校第 1 学年の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられた。その後、令和 3 年には公立の小学校の学級編制の標準を、約 40 年ぶりに一律に引き下げることとし、学年進行により、40 人から 35 人へ令和 7 年度までに段階的に引き下げる措置が講じられた。
- ・小学校の段階的引き下げが措置された今般、質の高い公教育の再生に向け 2026 年度からの中学校 35 人学級実現に向けた定数改善を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正案を 2026 年通常国会へ提出すると明記された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」が令和 7 年 6 月に閣議決定された。
- ・本年 6 月に東京都教育委員会教育長から、区立中学校、中等教育学校前期課程において、令和 8 年度から段階的に 35 人学級を実施するため、学級編制を適正に行うよう通知された。
- ・令和 8 年度東京都立中等教育学校入学者決定に関する実施要綱が本年 6 月に公表されたが、令和 7 年度現在の学級数で 35 人学級となる募集人員を定める予定と記載されている。
- ・九段中等教育学校の成り立ちにおいては、活力ある九段高校の生徒像の維持の観点から、一定の学級規模を確保するとして「都立の中等教育学校と同規模とし、一学年 150 名～160 名程度とする」ことや「区民と都民の比率は 1 : 1 を目途とする」こととされたが、平成 18 年開設当時、都立九段高校の移譲に際しての様々な条件整理された中の一つとなっている。
- ・そのため、本年 8 月に開催した「千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会」において、九段中等教育学校同窓会理事長及び九段中等教育学校学校経営評議会会長にも出席していただき、都立の中等教育学校と同様、現状の学級数で 35 人学級を編制することに伴う生徒定員 140 人への見直しについてご意見等を伺い、ご理解を賜った。

3 検討会での主な意見

<学校>

- ・現状、現校舎及び校庭については、学校行事や部活動等を全6学年で工夫しながらなんとか運用している状況である。
- ・施設面において、現校舎内に普通教室6室を確保することは極めて困難である。
- ・少人数授業の展開に講義室等を活用しており、学級数を増やす場合は、それに伴い少人数教室も更に確保する必要があるため、授業展開に支障が生じる可能性がある。
- ・区民枠と都民枠の割合については、現状どおり1対1の維持を強く求める。

<同窓会等>

- ・法改正の趣旨や35人学級の実施により、生徒の学習環境が向上することなどは理解できる。
- ・高い教育水準を維持・向上するための、様々な授業カリキュラムや少人数授業展開等により、今でさえ工夫して教室を使用している現状においては、新たな教室を確保し、1学年5学級とすることはできないだろう。
- ・区民枠と都民枠の割合については、移譲の条件を誠実に履行してほしい。

4 規則改正

以上の経緯や検討会の意見等を踏まえ、学級数や定員を定めた教育委員会規則「千代田区立九段中等教育学校学則」の改正について、令和7年9月9日の教育委員会第15回定例会で審議いただき、ご議決を賜った。

5 今後の予定

- ・「令和8年度九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱」の公表：令和7年10月1日（区HP上で公表）
※現在HP上に「現在の学級数で35人学級となる募集人員を定める予定」と周知済み
- ・出願期間：令和7年12月18日から令和8年1月16日まで
- ・適性検査：令和8年2月3日（合格発表2月9日）

6 参考 九段中等教育学校入学等あり方検討会 配付資料

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/gakko/kudan-nyugaku/r7kentokai.html>

不登校対応への取組について

1 現状と今後の取組

これまで、本区の不登校対応施策は、はくちょう教室（適応指導教室）、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）など、誰一人取り残さない学びの実現に向けて取組を進めてきた。

今般、本区の不登校対応施策の一層の充実を図るため、新たな学びの場の取組として、区立中学校 1 校に、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒の実態に応じた「不登校対応校内分教室（仮称）」の開設に向けて、取組を進めていく。

2 「不登校校内分教室（仮称）」について

通常学級とは別に「不登校対応校内分教室（仮称）」に教員を複数名配置し、不登校生徒の実態に応じた生活時程で、個別学習やグループ別学習など、指導方法、指導体制を工夫して、「不登校生徒対応校内分教室（仮称）」に在籍する生徒が学習内容を身に付けることができるようにする。

また、「不登校生徒対応校内分教室（仮称）」に入級することにより、在籍する生徒の登校日数が、在籍前の年度に比べて増加することにつなげていく。

3 設置予定校

神田一橋中学校

4 設置場所

設置校の校内に設置する。学年ごとに 1 教室を開設する。

5 対象者

不登校又は不登校傾向が見られる生徒

6 開設予定日 令和 8 年 4 月 1 日

指定管理者施設に関するモニタリングについて

保健福祉部資料1-1
令和7年9月29日

1 モニタリングの全体像

指定管理者制度を導入した施設が適正な管理運営を行っているか、下記のモニタリングを通じて運営状況を的確に把握・評価し、必要に応じて改善指導を行っている。

(1) 区としての責任の遂行

- 事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認
- 月次報告に基づく現場確認・随時の立ち入り調査
- 公益通報保護制度の活用等、既存の制度等との連携

(2) 区民・利用者の視点

- 利用者懇談会の実施
- 区民・利用者アンケートによる声の把握・反映

(3) 専門家からのアドバイス

- 施設経営とリスク管理の確認
- 現場の労働環境を確認

制度共通の課題として実施（平成18年度から）

2 専門家によるモニタリング

1（3）専門家からのアドバイスとして、下記の認識のもと社会保険労務士による労働環境モニタリング及び公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。

基本的な認識

区と指定管理者が施設の抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して区民サービスの向上を継続していくことが重要

施設経営とリスク管理

- 施設の稼働率・収支状況、事業の実施状況等はどうか
- 継続的・安定的な運営を確保できるか
- 今後の方向性等をどうするか

経営財務モニタリング

【目的】
施設の経営状況の改善、本来目的達成のための事業展開のあり方等の確認

【内容】
現地視察、財務分析、経営アドバイス、利用者の声を踏まえた評価

現場の労働環境

- 効率化の推進が適正な労働環境のもとに行われているか
- 企業・区の社会的責任は果たしているか

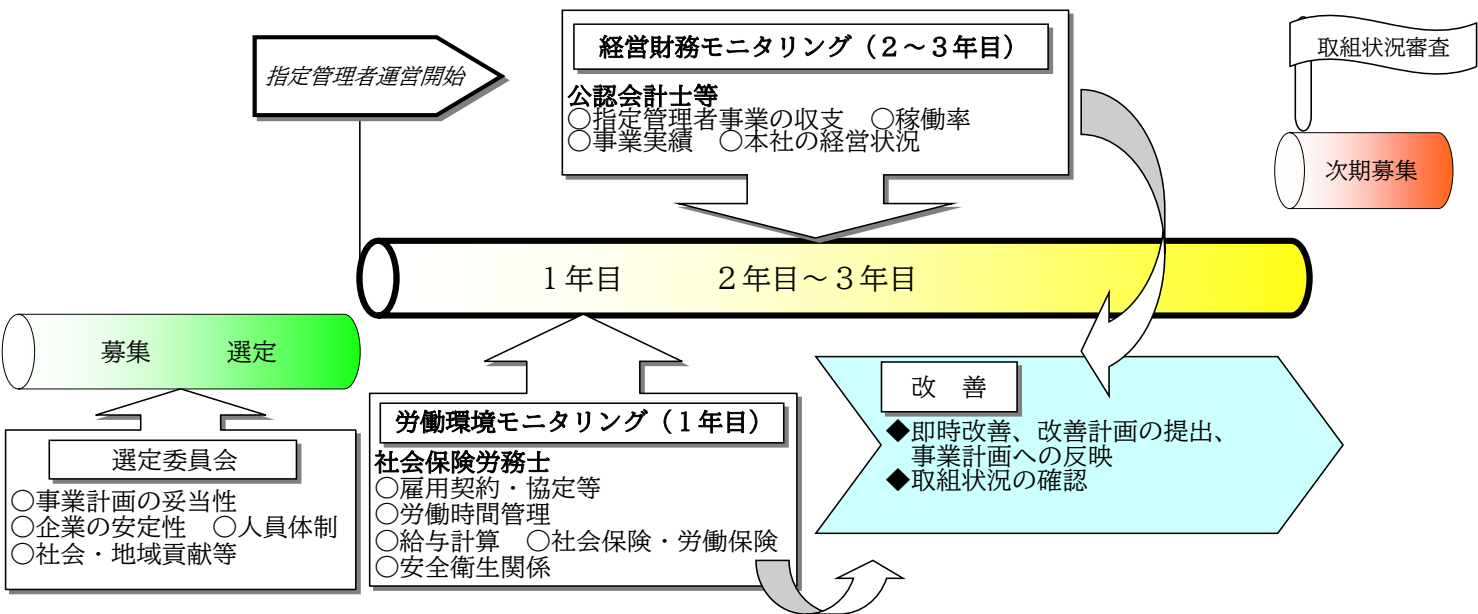
労働環境モニタリング

【目的】
適正な労働環境の確認

【内容】
現地調査、書類確認、従業員面接

3 労働環境・経営財務モニタリングのスケジュール

指定1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定2～3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。なお、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとに実施する。



各指定管理者施設のモニタリングスケジュール

労働：労働環境モニタリング
経営：経営財務モニタリング

施設名	年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
内幸町ホール		経営				労働	経営				※	
千代田万世会館		労働	経営				労働	経営				労働
いきいきプラザ一番町		労働	経営				労働		労働	経営		
岩本町ほほえみプラザ		経営			労働	経営				労働	経営	
スポーツセンター			労働	経営				労働	経営			
九段生涯学習館			労働	経営				労働	経営			
図書館（千代田・四番町・昌平まちかど・神田まちかど）・日比谷図書文化館			労働	経営				労働	経営			
障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）			労働		経営			労働	経営			
障害者福祉センター（えみふる）		経営				労働		経営			労働	経営
高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）		労働	経営				労働	経営				労働

※内幸町ホールは大規模改修工事のため、令和7年度は区直営により施設管理を実施。令和8年4月より新たな指定管理者による運営を開始するが、大規模改修後の新施設のホールの貸出開始は令和9年1月を予定している。
※上記に伴い、労働環境モニタリングは、新施設の通常稼働に係る人員体制が整う令和9年度（指定2年目）、経営財務モニタリングは令和10年度または令和11年度（指定3年目～4年目）にそれぞれ後ろ倒しで実施する。

令和6年度 千代田区立いきいきプラザ一番町 経営財務モニタリング

1 経営・財務モニタリングの概要

○対象:「いきいきプラザ一番町」指定管理者

○方法:福祉サービス第三者評価等を行っている事業者による財務状況、現地聴き取り調査等による経営状況の分析

○視点:令和5年度の財務状況、経営状況、課題及び改善点

3 経営・財務分析

千代田区いきいきプラザ一番町指定管理者の主な経営指標の状況

【公益事業】※()内は都内社会福祉法人(複数事業を経営)平均

① 短期安定性

・流動比率・・・115.3% (403.2%) <評価 ○>

※都内社会福祉法人の平均よりも低いが、問題のある水準ではない。

② 長期持続性

・純資産比率・・・13.9% (80.1%) <評価 ○>

・固定長期適合率・・・5.4% (83.0%) <評価 ○>

※都内社会福祉法人の平均よりも低いが、指定管理初年度でありプラスなのは評価できる。

③ 資金繰り

・事業活動資金収支差額率・・・3.8% (4.7%) <評価 ○>

※都内社会福祉法人の平均よりも低いが、指定管理初年度でありプラスなのは評価できる。

④ 合理性

・人件費・委託費比率・・・76.0% (74.5%) <評価 ○>

※都内社会福祉法人平均よりも若干高いが、問題のある水準ではない。

⑤ 収益性

・経常増減差額率・・・4.2% (1.1%) <評価 ◎>

※都内社会福祉法人平均を上回っており、良好な水準である。

【社会福祉事業】※()内は都内社会福祉法人(介護のみ)平均

① 短期安定性

・流動比率・・・85.1% (555.5%) <評価 △>

※都内社会福祉法人の平均と比較して低い。拠点区分間借入で資金繰りに対応している。

② 長期持続性

・純資産比率・・・▲15.0% (82.2%) <評価 △>

・固定長期適合率・・・▲13.5% (85.5%) <評価 △>

※指定管理初年度であり、経常増減差額のマイナスにより上記2指標もマイナスである。

③ 資金繰り

・事業活動資金収支差額率・・・▲4.7% (3.3%) <評価 △>

※指定管理初年度であり、経常増減差額のマイナスにより上記指標もマイナスである。

④ 合理性

・人件費・委託費比率・・・81.8% (75.4%) <評価 ×>

※都内社会福祉法人の平均と比較して高く、収益性を低くしている要因である。

⑤ 収益性

・経常増減差額率・・・▲4.7% (▲1.1%) <評価 △>

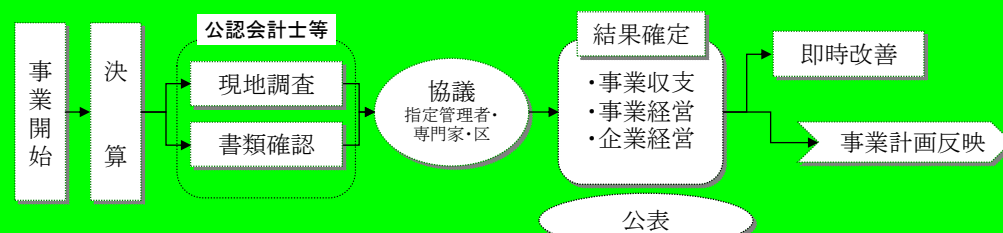
※都内社会福祉法人平均より低い比率であるが、指定管理初年度のため初期費用を考慮する必要があり、次年度以降の推移を見て判断する必要がある。

【出典】

・東京都福祉保健局

「都内社会福祉法人の財務諸表 事業区分別平均値(令和4年度決算)」

2 モニタリングの流れ



4 提言・アドバイス(事業の改善策)

(1) 財務状況

・公益事業に関しては、指定管理初年度から黒字決算であり、都内社会福祉法人の平均値を上回っており、良好に推移している。各指標も問題がある項目はなく、財務面での不安はない。

・社会福祉事業に関しては、指定管理初年度であり、初期費用負担の影響が大きく、赤字決算となっている。資金繰りが不足する分は、法人の拠点区分間借入で対応しており、直ちに資金繰りに不安があるという状況にはない。次年度以降、経費の削減による収益性の改善を注視する必要がある。

(2) 財務提言

・公益事業に関しては、初年度から「経常増減差額率」はプラスかつ都内社会福祉法人平均と比較しても良好な水準である。次年度も引き続き、適切な運営に努めるとともに、地域住民へのサービス向上に向けたさらなる施策の展開が求められる。

・社会福祉事業の財務状況は、指定管理初年度の決算となり、初期費用が必要であったことから、収益性を図る指標である「経常増減差額率」がマイナスとなっている。次年度以降は事業開始時の初期費用が不要となるため、経費削減が進むことによる収支の改善が求められる。

(3) 指定管理業務 課題・提言①

・区民施設：カスケードホールの稼働率に関して、令和5年度実績では25.3%から47.8%で推移している。稼働率向上へ、さらなるPRの工夫が求められる。

・高齢者施設：令和5年度の特養の平均稼働率は95.6%、短期入所生活介護は103.4%であり、同水準以上の稼働率への取組みが望まれる。ただし、高齢者在宅サービスセンターの令和5年度稼働率は、通所介護で67.5%、認知症対応型通所介護46.4%であった。稼働率低迷の原因・分析、その向上に向けた施策立案が求められる。

(4) 指定管理業務 課題・提言②

・リスクマネジメントに関して、令和5年度実績では、アクシデントがインシデントの約2倍の発生件数となっている。1件の重大事故の裏には多数の無傷害事故が隠れているというハインリッヒの法則に則ると、リスクへの「気づき」を高めるためのさらなる取組みが必要である。また、アクシデント発生時の再発防止策が有効であったかどうかの定期的な検証が求められる。

・令和5年度の常勤職員の離職率は15.3%、非常勤職員は22.1%であった。サービス向上のためには、職員の定着化が重要であるため、働き甲斐のある職場環境づくりへのより一層の取組みが望まれる。

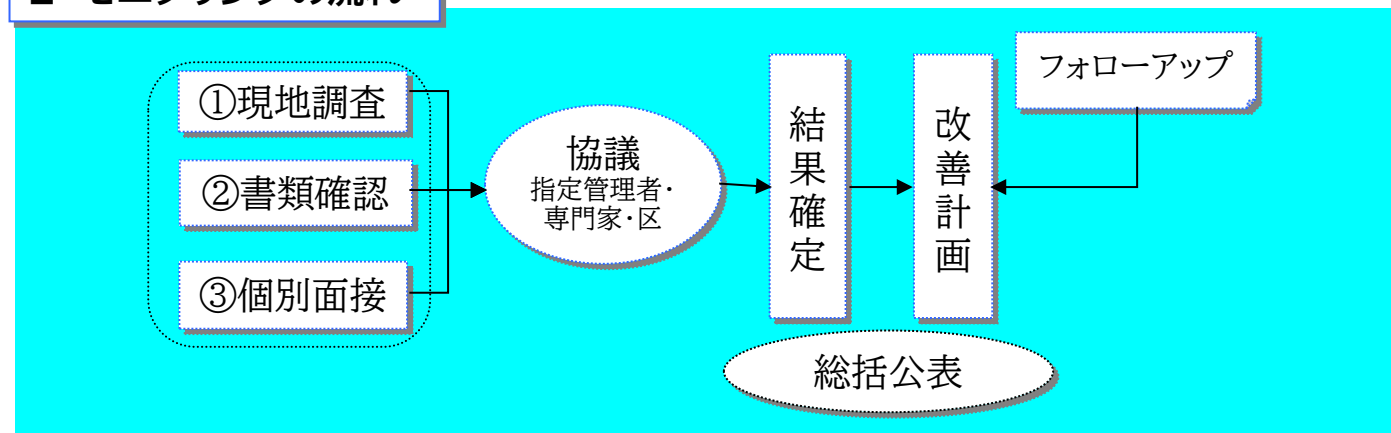
・利用者の意思の尊重や権利擁護の観点からさらなる個別ケアの充実が求められる。

令和6年度 岩本町ほほえみプラザ 労働環境モニタリング

1 労働環境モニタリングの概要

- 対象：岩本町ほほえみプラザ
- 方法：社会保険労務士による現地調査、書類確認、施設長・事務管理者・職員との個別面接
- 実施時期：令和7年1月30日～令和7年3月24日

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの主な視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態
就業規則の整備や36協定を始め労使協定は適正か。職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、賃金の管理、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、育児・介護休業取得等の管理、社会・労働保険等手続きは適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理
外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態

- 就業規則は、適正に定められ、各種労使協定の締結・届出にも問題はない。
 - 労働条件通知書に、明示すべき「退職に関する事項」の記載がなかったが、指摘を受けて様式に盛り込まれた。
なお、通知書の交付時期および更新手続きは適正であった。
 - 賃金台帳には必要な項目が記載されていた。
 - 勤務シフト決定後の変更が頻発していたため、改善策の検討を促した。
- 一部に対応を要する事項があったものの、すでに改善に取り組んでいることから、全体として適正な雇用管理がなされていると評価できる。

(2) 職員の身分の安定性

- 社会・労働保険の手続きは、適正に行われていた。
- 有期雇用契約労働者の契約更新手続きは、適正に行われていた。
- 育児・介護休業規程、育児・介護休業適用除外協定に特段の不備は見受けられなかった。
- 年次有給休暇の取得率は高く、常勤・非常勤職員ともに取得しやすい職場風土が醸成されている。
- 時間外労働は36協定の範囲内であり、平均的には月間20時間以内に収まっていた。

以上のとおり、職員の身分の安定性は良好と評価できる。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

- 職場は全体的に清潔に保たれ、休憩場所には簡易ベッドや睡眠チェアなども設置され、休息をとる環境が整っている。
- 産業医・衛生管理者が各1名選任され、毎月一回安全衛生委員会も開催され適正に運営されている。
一方、産業医による職場巡視が実施されていなかったため、その点指摘の上、実施する方向で調整が開始された。
- 健康診断及びストレスチェックは法定どおり実施されており、実施後の記録の保存も適正に行われていた。

一部の対応を要する事項についても早期に改善予定であることから、職員の労働環境・安全衛生は良好と評価できる。

(4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理

- 外国人の雇用管理等について適正に管理されていた。
- 障害者は雇用していないため、特段の対応事項なし。
- 高齢者に関する届出・報告は本社で適正に行われている。

以上のとおり、雇用管理について問題は見受けられなかった。

5 モニタリング結果の活用

- モニタリングを通じて、一部対応を要する事項について改善を図ることができた。
年度中に改善を図ることが困難な点についても、改善に向けて見通しを立てることができた。
- 質の高いサービスを安定的に提供するためにも、適正な労働条件や良好な職場環境が維持されるよう指定管理者へ求めていく。
- モニタリングの結果は、事業者へ通知するとともに区ホームページで公表する。

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

< 保健福祉部 >	頁
いきいきプラザー番町	1
岩本町ほほえみプラザ	5
千代田区立障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ）	9
千代田区立障害者福祉センター（えみふる）	12
千代田区立高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）	15

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	いきいきプラザ一番町	所在地	千代田区一番町12
-----	------------	-----	-----------

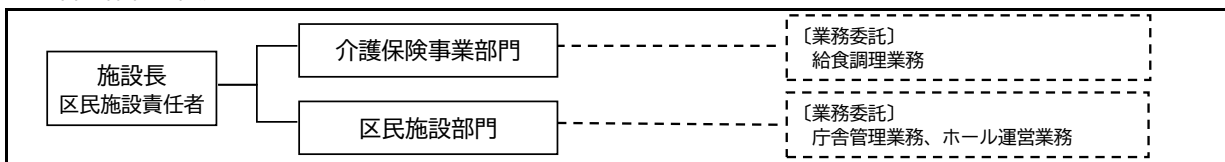
1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 カメリア会	代 表 者	理事長 湖山 泰成
所在地	東京都江東区亀戸3-36-5		
指定期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者の能力に応じた自立生活の援助及び介護者等の負担軽減を図るとともに、区内に住み、働き、学び、集う広範な区民の総合的福祉活動を援助促進するほか、世代間交流とノーマライゼーション理念を実現し、もって区民福祉の向上に資する。
管 理 業 務 の 内 容	(1) 特別養護老人ホームの事業に関する業務 (2) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (3) 区民施設の事業に関する業務 (4) 施設・設備の保守及び維持管理に関すること

3 管理体制の状況



4 事業実績等 ※令和4年度は、前指定管理者による実績

ア 特別養護老人ホーム事業

(ア) 介護福祉施設サービスの提供

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度		平均年齢
		入所	退所				
令和6年度	82人	22人	25人	79人	4.0		88.2歳
令和5年度	82人	24人	23人	82人	4.0		87.9歳
令和4年度	82人	16人	17人	81人	4.0		88.2歳

(イ) 短期入所生活介護サービス等の提供

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	365日	3,017人	365日	81人	8人	365日	3,098人	105.8%
令和5年度	366日	2,937人	366日	69人	8人	366日	3,006人	102.6%
令和4年度	365日	1,326人	365日	7人	8人	365日	1,333人	45.6%

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		介護予防通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	310日	6,765人	310日	558人	35人	310日	7,323人	67.0%
令和5年度	310日	7,011人	310日	529人	35人	310日	7,540人	69.5%
令和4年度	298日	7,352人	298日	642人	35人	298日	7,994人	76.6%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	310日	1,219人	310日	0人	12人	310日	1,219人	32.8%
令和5年度	310日	1,705人	310日	0人	12人	310日	1,705人	45.8%
令和4年度	298日	2,011人	298日	0人	12人	298日	2,011人	56.2%

ウ 区民施設事業

(ア) 福祉活動の推進・援助事業

	いきいきコンサート		高齢者活動支援事業		イベント		その他
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
令和6年度	12回	1,617人	72回	669人	56回	2,192人	・地域福祉活動団体の活動支援 ・地域健康高齢者の健康推進支援 ・その他地域連携（地域学生交流・ボランティア協力活動など）
令和5年度	12回	1,738人	50回	496人	20回	754人	
令和4年度	12回	1,225人	—	—	6回	660人	

(イ) 区民施設の利用

	多目的ホール		会議室		区民ギャラリー		温水プール		
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用日数	個人利用	団体利用	
							利用者数	件数	利用者数
令和6年度	527件	41,566人	274件	2,626人	14件	80日	15,717人	64件	1,720人
令和5年度	385件	34,979人	182件	1,818人	8件	57日	14,801人	90件	2,532人
令和4年度	297件	20,860人	120件	1,195人	0件	0日	21,816人	0件	0人

エ 施設及び設備の保守及び維持管理（通年）

(ア) 建物設備保守管理業務

(イ) 施設清掃業務

(ウ) 警備業務 等

5 収支の状況

ア 特別養護老人ホーム事業

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

		計	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	高齢者在宅サービスセンター
収入	施設介護料収入	325,751,219円	325,751,219円	0円	0円
	居宅介護料収入	107,614,145円	0円	32,888,626円	74,725,519円
	居宅介護支援介護料収入	4,985,374円	4,985,374円	0円	0円
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	3,327,682円	0円	0円	3,327,682円
	利用者等利用料収入	78,942,023円	65,836,806円	7,015,382円	6,089,835円
	その他の事業収入	31,394,197円	28,985,874円	505,208円	1,903,115円
	経常経費寄附金収入	10,000円	7,790円	0円	2,210円
	その他の収入	5,110,918円	3,453,569円	552,595円	1,104,754円
	合計（①）	557,135,558円	429,020,632円	40,961,811円	87,153,115円
支出	人件費支出	373,249,157円	300,385,387円	15,572,655円	57,291,115円
	事業費支出	91,395,538円	63,124,235円	14,736,310円	13,534,993円
	事務費支出	85,271,345円	70,610,617円	4,558,612円	10,102,116円
	利用者負担軽減額	307,235円	307,235円	0円	0円
	施設設備等支出	916,267円	858,234円	38,605円	19,428円
	合計（②）	551,139,542円	435,285,708円	34,906,182円	80,947,652円
収支差額（①－②）		5,996,016円	-6,265,076円	6,055,629円	6,205,463円

ウ 区民施設事業

		区民施設
収入	受託事業収入	269,732,460円
	指定管理料	269,240,460円
	電気料実費収入	492,000円
	利用者等利用料収入	9,830,569円
	その他の事業収入	2,908,779円
	補助金事業収入	1,618,979円
	その他の活動収入	1,289,800円
	その他の収入	669,601円
	合計(①)	283,141,409円
支出	人件費	34,570,468円
	事業費支出	47,239,183円
	事務費支出	201,058,925円
	施設整備等支出	128,438円
	その他の支出	170,519円
	合計(②)	283,167,533円
収支差額(①-②)		-26,124円

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
令和6年度は、区民に向けて新たな事業展開やサービスの充実を考える年とした。今まで行ってきた特養や地域の事業をより充実できるよう、組織編成を整え、委員会活動を活性化させた。 特養では、毎月の行事実施や生活の様子をより具体的に家族に伝えるため写真の提供を行うなど工夫し、稼働率を昨年度比0.7%増の96.2%まで引き上げることができた。また、看取りについて、家族への丁寧な説明と理解促進に努め、昨年度には東京通信病院と連絡協定を締結して話し合いができる関係性を築いている。令和7年3月に計45名の感染性胃腸炎の集団発生を踏まえ、保健所からの指導のもと、衛生管理に関する体制の改善を図り、再発防止に努める。昨年度に区から指摘があった説明不足による家族の不安解消についても、家族懇談会で丁寧に説明し「食事や家族との連絡について心配がなくなった」との声をいただいております。次年度以降の取組みにつなげるよう進めている。 短期入所生活介護では、昨年度に引き続き、令和6年度も100%以上の稼働率を維持することができた。引き続き稼働率を維持できるよう努める。 デイサービスでは、残念ながら昨年度比2.5%減の67.0%、認知症デイサービスでは昨年度比13%減の32.8%となり、両事業所ともに昨年度の稼働率を下回った。短時間のサービスを開始し利用時間を選択性とする、利用者の希望に沿った機器を使用した機能訓練を行う等サービス内容の充実をはかり、稼働率の引き上げを図っていく。 区民施設事業では、健康談話、防災・減災セミナー、やさしい日本語講座、ふれあいロビーコンサート等の定期開催企画をはじめとした自主事業の充実させ、昨年度20回だったイベント回数を56回と大幅に増やした。また、カスケードホール、会議室、区民ギャラリーとも、昨年度と比較して利用回数、利用人数ともに増加につなげることができた。プール事業についても既存の事業に加え、水難時に役立つ着衣水泳教室といった独自性ある新たな催しを行い、活動を充実させた。	特養では、令和7年3月に感染性胃腸炎感染者が発生したことが大きなマイナス要因となり、収支差額は昨年度に引き続き約620万円のマイナス収支となったが、経営努力により昨年度比で1,000万円以上マイナス幅を縮めることができた。 短期入所生活介護では、収支差額は昨年度比で約50万円増、デイサービス及び認知症デイサービスでは、収支差額は昨年度マイナス収支だったものをプラスに転換し約1,560万円増となり、特養を含めた介護保険事業の収支差額は約600万円のプラス収支となった。 区民施設事業では、自主事業を充実させたことにより昨年度比で利用料収入は増加したものの、事業費及び事務費の増加もあり、全体としては約2.6万円のマイナス収支となった。 今後は、利用者数や利用団体数の増加に伴う各種運用ルールの周知徹底や飲食の自由化に関する要望への対応検討、気候変動に伴い増大する光熱水費のコントロールが課題となる。

7 区による評価・業務改善要求

特別養護老人ホームについては、家族懇談会等で利用者及び家族とのコミュニケーションがより活発になるよう、引き続き創意工夫に取り組んでもらいたい。デイサービスについては、より多くの区民に利用いただけるよう、利用者、家族及びケアマネジャーに対して的確な情報提供を行い、稼働率改善につなげていくことを期待する。令和7年度に新規導入したマシントレーニングを周知することも有効である。また、感染症対策について、千代田区保健所との連携を継続し、適切な対応が可能となるよう、体制づくりと研修等を通じた職員のスキル向上にも引き続き取り組んでもらいたい。

区民施設について、イベントの企画・実行力は高く評価できる。今後さらに情報発信の手段、方法の見直し・検討を行い、地域への情報発信力をより高めていてもらいたい。

8 今後の指定管理に区が期待すること

イベントや防災訓練等を通して地域とのつながりを大切にし、引き続き一つ一つの事業を丁寧に進めていただきたい。さらに、安心安全な介護サービスを持続的に提供できるよう、介護従事者の確保、スキル向上など質と量の両面から強化する対策を計画的に取り組んでもらいたい。これからも、利用者の希望や意見に真摯に耳を傾け、適切かつ誠実な対応を心がけてほしい。

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	岩本町ほほえみプラザ	所在地	千代田区岩本町二丁目15番3号
-----	------------	-----	-----------------

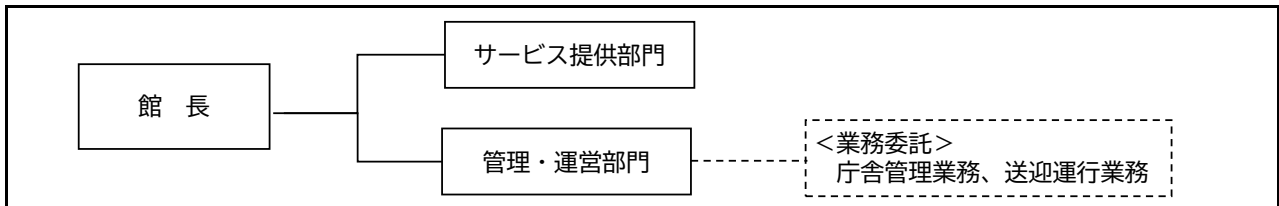
1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 多摩同胞会	代 表 者	理事長 鈴木 恂子
所在地	府中市武蔵台一丁目10番地の1		
指定期間	平成31年4月1日～令和11年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者等の自立した生活を支援し、在宅福祉の充実を図るとともに、地域交流を促進することにより、区民福祉の向上に資する。
管 理 業 務 の 内 容	(1) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (2) グループホームの運営に関する業務 (3) ケアハウスの運営に関する業務 (4) 区民施設の利用承認に関する業務 (5) 施設・設備の保守及び維持管理に関する業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		介護予防通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	310 日	5,953人	310 日	325人	30人	310 日	6,278人	67.5%
令和5年度	311 日	6,310人	310 日	231人	30人	310 日	6,541人	70.3%
令和4年度	311 日	5,925人	311 日	233人	30人	311 日	6,158人	66.0%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	310 日	894人	310 日	0人	12 人	310 日	894人	24.3%
令和5年度	311 日	1,170人	310 日	0人	12 人	310 日	1,170人	31.5%
令和4年度	311 日	664人	311 日	0人	12 人	311 日	664人	17.8%

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和6年度	365 日	6,219人	365 日	20人	20床	365日	6,239人	85.5%
令和5年度	366 日	6,268人	366 日	27人	20床	366日	6,295人	86.0%
令和4年度	365 日	5,718人	365 日	14人	20床	365日	5,732人	78.5%

イ グループホームの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和6年度	9人	1人	2人	8人	2.6	92.8 歳
令和5年度	9人	1人	1人	9人	2.1	92.2 歳
令和4年度	9人	1人	1人	9人	2.3	91.2 歳

ウ ケアハウスの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和6年度	20人	2人	4人	16人	0.3	87.8歳
令和5年度	20人	3人	3人	18人	0.4	86.4歳
令和4年度	20人	5人	4人	18人	0.9	84.7歳

エ 区民施設の利用

	多目的ホールA		多目的ホールB		今川記念室	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和6年度	490件	7,291人	354件	4,910人	137件	1,877人
令和5年度	480件	6,683人	355件	4,727人	102件	1,355人
令和4年度	386件	4,082人	263件	2,613人	90件	692人

オ 施設・設備の保守及び維持管理（通年）

- (ア) 建物設備保守管理業務
- (イ) 施設清掃業務
- (ウ) 警備業務 等

5 収支の状況

- ア 高齢者在宅サービスセンター事業
- イ グループホームの運営
- ウ ケアハウスの運営

		計	通所介護	短期入所生活介護	グループホーム	ケアハウス
収入	居宅介護料収入	170,576,501円	71,539,606円	66,172,347円	32,864,548円	0円
	利用者等利用料収入	38,559,882円	5,162,566円	14,962,724円	18,434,592円	0円
	補助金収入	68,691,283円	3,618,670円	5,461,966円	17,578,362円	42,032,285円
	事業収入	29,057,352円	1,455,300円	0円	0円	27,602,052円
	雑収入	227,272円	63,014円	60,758円	50,500円	53,000円
	合計（①）	307,112,290円	81,839,156円	86,657,795円	68,928,002円	69,687,337円
支出	人件費	233,071,822円	59,100,385円	61,074,728円	54,025,288円	58,871,421円
	事業費 ※	42,946,534円	11,345,470円	13,016,419円	10,985,958円	7,598,687円
	事務費 ※	31,287,231円	14,370,569円	10,353,930円	3,602,820円	2,959,912円
	合計（②）	307,305,587円	84,816,424円	84,445,077円	68,614,066円	69,430,020円
収支差額（①－②）		-193,297円	-2,977,268円	2,212,718円	313,936円	257,317円

※ 事業費に減価償却費等を含む。事務費は雑支出を含む。以下同じ。

エ 区民施設事業

収 入		支 出	
指定管理料	159,326,223円	人件費	15,910,452円
利用料収入	10,324,612円	事業費	38,722,173円
		事務費	115,541,209円
合計（①）	169,650,835円	合計（②）	170,173,834円
収支差額（①－②）	-522,999円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
介護事業については、全体的に利用者の特養等施設入所が増え、在宅系サービスの利用が減少する傾向にあった。 介護事業では、通所介護事業は稼働率が68.2%（前年比-2.1%）であった。利用に関する問い合わせや新規利用者も多く、ニーズはあるが、長期入院や施設入所による廃止者が多かったことによる。令和5年度に導入した入浴介助装置による利用者の満足度が高く、依然として入浴利用の要望が多いことから、さらなる利用率向上に向けた体制を検討していく。 認知症対応型通所介護事業は稼働率が24.3%（前年比-6.5%）であった。認知症や認知症デイサービスへの理解が十分でないことによるものと考えられることから、運営推進会議などで周知活動を行ったが、利用実績の向上には至っていない。 短期入所生活介護事業は稼働率が85.5%（前年比-0.5%）だが、一時的な感染症（疥癬）流行に伴う事業休止期間を除けば稼働率は向上している。利用者からは、活動の多さや利用者同士活発に交流できる点などが高く評価された。 グループホーム事業は、利用者数が定員9名をほぼ満たす状態で推移している。随時利用希望者の見学ができるようにしたことが功を奏した。 ケアハウス事業は稼働率が83.7%（前年比-3.5%）であった。入居者の健康状態悪化に伴う退去や、空室の次の入居までの調整など各種相談や対応に時間を要することが多く、効率的な運用が困難であった。入居の相談は多いが、区外居住者であったり、入居が適切かどうか判断が難しいケースも多い。 地域公益活動事業の介護予防事業においては、7つの教室を開いているが、月2回の「うた声サロン」の利用者が最も多かった。また、介護予防啓発活動として、シニアのための手軽な栄養摂取についての講演会を実施した。 食事サービス事業は、デイサービスの夕食持ち帰りサービスに加え、コロナ禍で中止していた昼食会を8月から再開することによって、高齢者の食事状況の改善に寄与した。 区民施設事業では、多目的ホール等貸室の稼働率がコロナ禍以降最も高くなった。町会等の地域活動に加え、高齢者のための介護予防事業や、近隣の企業の研修・会議用の場として活用された。 地域住民への施設周知用として開設したSNSを継続して活用し、インスタグラムの登録者数は1,969名（前年比92名増）となった。	令和6年度は介護サービス事業全般（上記5-ア～ウ）で利用実績が減少したことに伴い、令和5年度と比較して全体的に収入が減少した。特に通所系サービスでは、新規利用者よりも廃止者が上回り、通所介護事業での昼食会開催による収入増に関わらず、収入が大きく減少した。 支出については、食材をはじめとする物価高騰や賃金水準の上昇などに伴い、介護事業と区民施設事業のほぼすべての項目において前年度を上回った。人件費は、職員の退職等による減額要素があったものの増額となった。事業費は、光熱水費の高騰、業務委託費の上昇、派遣職員や日雇い職員を雇用するための手数料等の上昇が増額の要因となっている。 物価高騰の影響を最小限にすべく、日頃からこまめな点検実施、速やかな物品発注など、不安定な物流の影響を受けないようにし、効率的かつ効果的な事業運営となるよう意識している。光熱費については、国の軽減措置が終了することに伴い、増加が避けられないが、引き続きサービスの維持を図りつつもエネルギー使用量の削減を徹底し、諸経費抑制に一層努める。

7 区による評価・業務改善要求

令和6年8月の第三者評価機関による評価では、事業所が一致団結している点や、利用者一人ひとりの意向や趣味等を反映した介護計画書を作成している点、利用者の満足度が高い点について高評価が得られた。利用者の希望やニーズに合わせた介護サービスの提供を重視する姿勢を、区も高く評価している。また、令和6年度の医療・介護報酬改定で国が示した医療・介護の連携強化の指針に基づき、多職種・多機関と連携して医療ニーズや介護度の高い利用者を積極的に受け入れ、ケアしている点についても評価できる。いずれも継続して取り組んでいくことを求める。

通所介護事業で人気のある入浴サービスについてはより多くの方が利用できるよう体制の改善を検討中であるとのこと、今後の対応に期待する。

8 今後の指定管理に区が期待すること

増加する認知症高齢者への介護サービスの利用率低迷について、利用者や利用者家族への理解が一層進むよう、さらに周知活動を推進して利用実績向上につなげてほしい。

施設・設備の維持管理については、施設の設立から年月を重ねるにつれ重要な位置づけとなる。施設・設備の維持管理状況と必要な対応を主体的に把握し、対処していくことを期待する。

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザ ちよだ)	所在地	千代田区九段南1-2-1
-----	--------------------------------------	-----	--------------

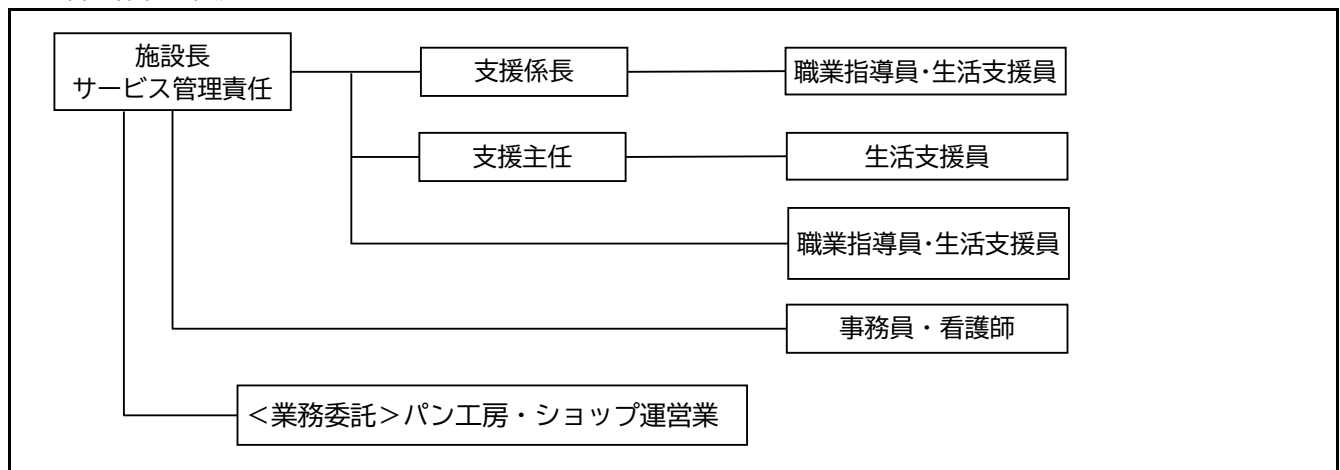
1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 武蔵野会	代 表 者	理事長 山田 貴美
所在地	東京都八王子市旭町12-4日本生命八王子ビル2F		
指定期間	令和4年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者に対し生産活動その他の活動の機会を提供することで障害者の自立を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
管 理 業 務 の 内 容	(1) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業 (2) 同法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業 (3) 同法第5条第7項に規定する生活介護に関する事業

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 利用者数

提供サービスの種類	就労移行支援	就労継続支援(B型)	生活介護
令和6年度	0人	22人	11人
令和5年度	0人	19人	10人
令和4年度	1人	20人	10人

イ 行事・余暇支援

- ・季節レク 6回
- ・個別外出プログラム 10回(1人年1回)
- ・一日外出 4回(1人年1回)(新型コロナ流行に伴う宿泊中止の代替)
- ・暑気払い・納会・仕事はじめ 3回
- ・クリスマスコンサート 1回

ウ 地域イベント等への参加

- ・区一斉清掃活動
- ・えみふる納涼祭
- ・昼休みコンサート
- ・ふれあい福祉まつり
- ・ダイバーシティパーク2024
- ・文化芸術の秋フェスティバル
- ・MIW祭り
- ・みんなの東郷公園まつり
- ・番九クリスマスマルシェ
- ・「障害者週間」記念理解促進事業
- ・Sales Force Japan
- ・Xmas Design Market
- ・白百合学園高等学校クリスマス演奏会
- ・暁星小学校
- ・心をつなげる福祉マラソン大会

5 収支の状況

収 入		支 出	
自立支援給付費収入	67,770,804円	人件費	93,225,057円
利用者負担金収入	71,320円	事業費	4,604,405円
受託事業収入	36,241,000円	事務費	5,367,389円
その他の収入	4,506,200円	その他の支出	4,098,049円
合計（①）	108,589,324円	合計（②）	107,294,900円
収支差額（①－②）	1,294,424円		

5-2 収支の状況

収 入		支 出	
就労支援事業収入	22,009,356円	就労支援事業支出	21,849,122円
収支差額	160,234円		
工賃変動積立金取崩額	0円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
運営は、法人理念である「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に則り、利用者の人権を守り、その意思を尊重し、利用者一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮できるよう、安全、安心、満足できる環境を整備し、心身の健康の維持・増進を図るとともに、利用者が日々の生活に喜びや生きがいを感じ、地域社会の中で豊かな暮らしが送れるよう支援を行った。 就労継続支援B型・生活介護事業の実施は、相互に連携して一体性をもって実施し、生活介護の重度障害者であっても働いて収入を得られるとともに、それぞれの障害特性や興味・関心に応じた個別的で充実感が得られる作業活動になるよう努めた。 利用者は、焼き菓子製造等を中心に行う「サブレ班」、軽作業を中心に行う「A班」・「B班」の3つの作業班のいずれかに所属し、施設外の活動(販売・清掃・植栽・広報板 等)は利用者の意向や障害特性、能力に配慮し計画的に参加してもらった。販路の拡大や新しい取引先とも結びつき、利用者の方の活躍の場も増えた。昨年度と比べ所外活動の回数も平均週2回以上となり成果をあげた。結果、利用者の工賃は、目標月額平均工賃25,945円を達成した。	施設会計は3期目となる。千代田区の指定管理料は総収入額の27.69%になる。就労移行、就労継続支援B型、生活介護の障害者総合支援法の報酬や利用者自己負担などの収入があった。これらの収入に関わる事業の利用率は、就労移行実績なし、就労継続支援B型72.3%、生活介護86.4%だった。令和5年度の収入と比較して、指定管理料51,090円の増加、自立支援費等収入8,069,460円の増加、利用者負担金収入193,577円減少、その他の収入4,095,930円の増加、就労支援事業収入1,383,484円の増加で合計13,406,387円の増加となった。自立支援給付費加算や東京都の手当の申請、販路の拡大や新しい取引先との結びつきができたことが増収につながったと思われる。 支出は、人件費11,007,793円の増加、事業費・事務費2,558,530円の減少、その他の支出2,250,764円の増加、就業支援事業支出1,395,191円増加で合計12,095,218円の増加となった。東京都からの新たな手当の支給、製パン・製菓の耐用年数を超過した設備・機械関係の買い替えや設備修繕等予定外の支出があったことが増加につながったと思われる。高額な機器の買い替えを計画的に執行していく。今後も事業内容の精査や効果検証を行い、収支の安定を図っていく。

7 区による評価・業務改善要求

サービス提供に関しては、個々の障害特性に応じて作業班を分ける工夫をすることにより、利用者の意向や能力等に配慮した就労機会を提供できていることを評価したい。加えて、業務の新規受注や販路拡大にも力を入れたことで、工賃支給における目標額を達成できたことも高く評価したい。 収支に関しても、昨年度に引き続き収支面で安定的な施設運営ができているため、今後も継続していただきたい。
--

8 今後の指定管理に区が期待すること

令和6年度中に就労継続支援B型事業所が区内に複数開所し、区民にとって選択肢が広がってきている中、生活介護事業と一体的に実施しているのは、ジョブ・サポート・プラザちよだのみである。利用者の障害特性や能力に応じて作業の切り出しや班分けを行い、重度障害者であっても活躍の場を提供できていることがジョブ・サポート・プラザちよだの強みであると考えている。 この強みを生かして、今後も利用者が喜びや生きがいを感じられるような支援を継続していくことを期待する。

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者福祉センター えみふる	所在地	千代田区神田駿河台2-5
-----	---------------------	-----	--------------

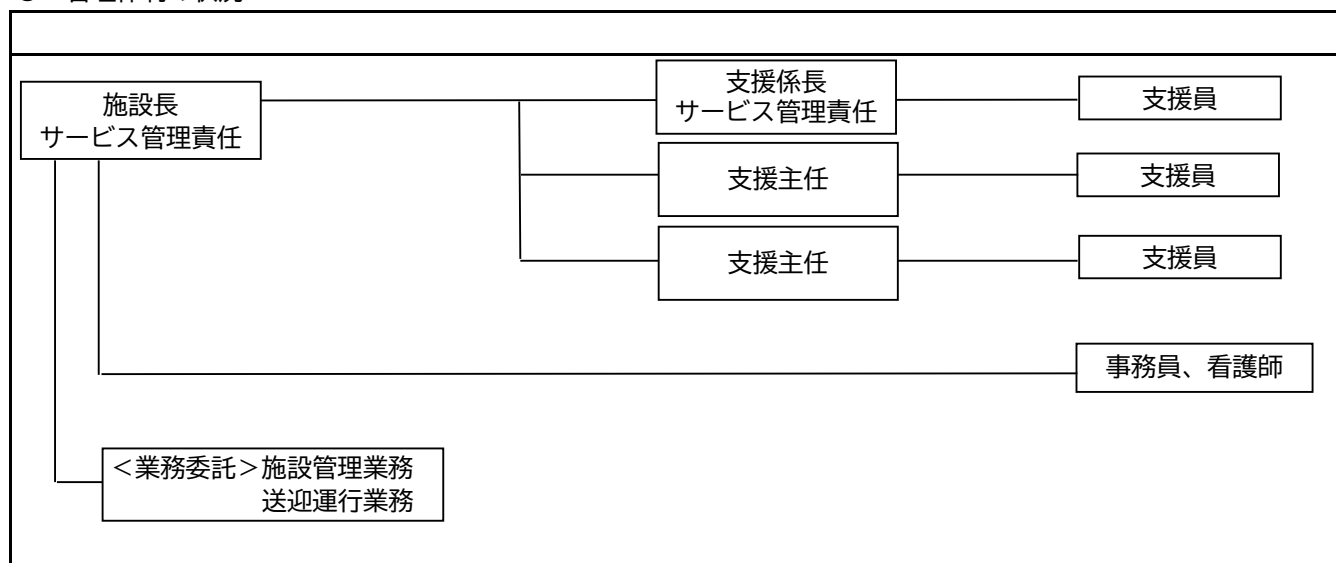
1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 武蔵野会	代 表 者	理事長 山田貴美
所在地	八王子市旭町12-4日本生命ビル2F		
指定期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者基本法の理念に基づき、身体・知的・精神の三障害及び難病の方々が地域で安心して自立した生活を営めるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するだけでなく、集い、交流を深めることで、互いに助け合い、高め合い、共に生きることの喜びを共有できる場として障害者福祉センターを設置する。
管 理 業 務 の 内 容	(1) 地域活動支援センター (2) グループホーム、ショートステイ、特定相談、生活介護 (3) 施設及び設備の保守、維持管理

3 管理体制の状況



4 事業実績等

			計			地活計
			区民	他区	合計	
地域活動支援センター（Ⅰ型）	相談事業	福祉相談	236	1,012	1,248	15,010
		健康相談	469	0	469	
		計画相談	3,605	0	3,605	
		基幹型相談支援	547	29	576	
		虐待相談	5	0	5	
	ぷらっと御茶ノ水		361	0	361	
	療浴事業		185	0	185	
	行事・講座等		1,619	816	2,435	
	機能回復訓練事業	地域生活リハビリ	78	0	78	
		社会適応支援	85	0	85	
		PT・OT・ST	410	0	410	
	講習会		832	0	832	
	日中一時支援	スマイルちよだ	2,010	0	2,010	
		レスパイト	62	0	62	
		タイムケア	0	0	0	
	団体利用	利用団体数（実数）	199	0	199	
		利用人数	1,349	1,101	2,450	
グループホーム事業			1,460	0	1,460	
短期入所	利用者数	1,295	50	1,345		
	一時保護	0	0	0		
生活介護事業（契約者数）			119	0		119
生活介護事業（利用総数）			2,024	0		2,024
施設利用者合計			16,632	3,008		19,640

5 収支の状況

収 入		支 出	
指定管理料	248,947,000円	人件費（退職給付引当資産を含む）	213,440,525円
運營業務委託料	5,759,707円	事業費	33,878,876円
自立支援費等収入	70,343,921円	事務費	85,783,079円
その他の収入	1,339,179円	その他の支出	5,105,452円
合計（①）	326,389,807円	合計（②）	338,207,932円
収支差額（①－②）	-11,818,125円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
障害者福祉センターえみふるでは、障害のあるなしに関わらず地域の交流促進に努めている。 地域活動支援センターでは、公開講座の新規内容として囲碁ボールを開催し、施設の周知や新規利用者の獲得に繋がった。日中一時支援では、毎回定員を超える申し込みがあり、支援体制を勘案しながら調整した。共同生活援助は定員4名（男性3名・女性1名）の利用となっている。短期入所は定員4名であり、年間稼働率は94%である。強度行動障害や身体・知的の重複障害による介護度が高い場合は、利用調整を図り安心安全な支援体制を整えた。生活介護は、年度当初11名であったが、逝去等により2名が退所し現員9名となっている。 特定相談支援では、新規利用者が増加傾向であり、相談支援専門員を8名配置し、契約者数は165名である。日常的な相談やモニタリング等、利用者個々の状態に応じて細かに対応している。また、特定相談支援での相談支援専門員8名のうち3名は、基幹型相談支援の相談支援専門員を兼務しており、区内障害者の福祉サービスの利用相談などを来所、電話、電子メールなど利用者の状況に応じて対応している。	施設会計は16期目であり、千代田区の指定管理料は総収入額の76.27%である。家賃助成金等の区助成金、共同生活援助、短期入所、特定相談支援、生活介護の利用者利用料などの収入があり、これらの収入に関わる事業の利用率は、共同生活援助100%、短期入所94%、生活介護41%となっている。 収支差額について、給食業務委託や人件費が増額となっている。給食委託については、短期入所や生活介護の利用者アンケートより、温かい食事提供を望む声が多く、11月より外部委託による食事提供を開始した。 人件費については、最低賃金の上昇などによる賃金上昇や職員の急な退職等により年間を通じて人員補充が必要となり支出が多くなっている。安定的な人材の確保と共に、専門性を兼ね備えた人材の確保が必要である。

7 区による評価・業務改善要求

利用者からの要望に応じて、作りたての温かい食事が提供できるよう給食の提供方法を見直したことを高く評価する。利用者からも、食事の質が上がったと感謝の声をいただいている。また、地域活動支援センター事業においても、新規の講座内容を実施したことにより利用者の獲得につなげた点も評価したい。 一方で、福祉人材が定着せず流動的であり、職員間の連携が取りにくくなっている点が課題となっている。利用者にとって安心・安全な支援をしていくために、より一層人材確保や育成を強化して行くことが求められる。
--

8 今後の指定管理に区が期待すること

えみふるでは、社会参加を目的とした講座・講習会の開催やイベント活動を通じて、利用者同士でコミュニケーションをとることができる場所の提供を行っている。今後も、障害等をお持ちの方への支援はもちろんのこと、障害等のあるなしに関わらず地域の交流を促進する拠点として各種事業を展開をしていくことを期待する。

令和6年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	高齢者総合サポートセンター (かがやきプラザ)	所在地	千代田区九段南1-6-10
-----	----------------------------	-----	---------------

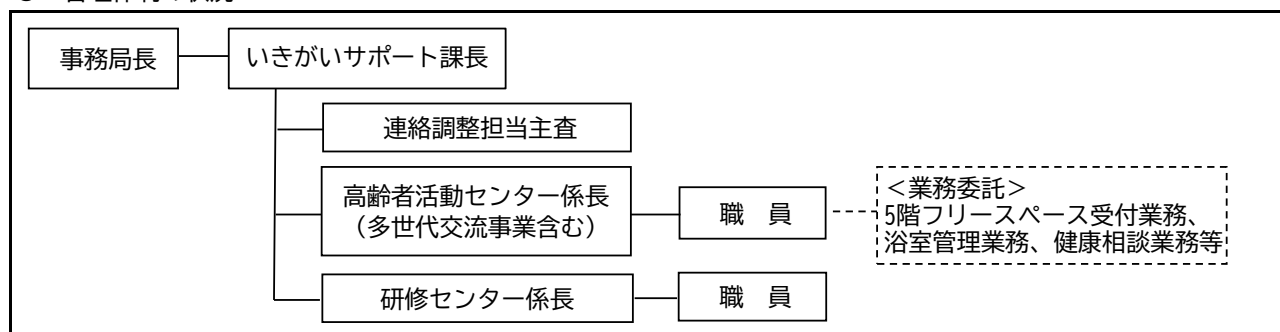
1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会	代 表 者	会長 中井 修
所在地	千代田区九段南1-6-10		
指定期間	令和3年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	【高齢者活動センター】 高齢者の各種相談に応じるほか、健康の保持・増進、教養の向上、レクリエーションなど、健康づくりや社会参加の機会をつくり、高齢者福祉の増進を図る。 【研修センター】 福祉ボランティア、家族介護者、介護・福祉サービス等従事者のスキルアップ研修、介護と医療の連携を図る研修、介護職の人材確保等を目的とした事業、区民の福祉理解の促進事業を通して、高齢者総合サポートセンターの設置目的である地域包括ケアシステムの推進を行う。 【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 子どもから大人まで多くの区民の出会いを促進し、人と人がつながり、交流する場を創出する。
管 理 業 務 の 内 容	【高齢者活動センター】 (1) 高齢者活動センター事業に関する業務 ①健康維持増進、機能回復訓練 ②教養の向上、レクリエーション ③健康相談、指導等 (2) 施設・設備の保守及び維持管理 【研修センター】 (1) 次に挙げる講習、講座等の開催 ①ボランティアの育成と活動支援 ②家族介護者のスキルアップ ③介護・福祉従事者のスキルアップ ④福祉知識の普及・理解促進 ⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援 ⑥介護カウンセリング (2) 閲覧室の管理 ①利用開放 ②備品・物品の維持管理 【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 多世代交流の促進

3 管理体制の状況



4 事業実績等

【高齢者活動センター】

ア 利用者数実績

	開館日数	利用者数	一日平均 利用者数	利用 登録者数	(内新規 登録者数)	浴室 利用者数
令和6年度	349日	85,590人	245人	947人	(216人)	17,542人

	健康づくり事業			講座・ 講習会 事業	団体支援		レクリ エー ション 事業	ふれあ いクラ ブ事業	ボラン ティア 活動	見学等
	健康づ くり事 業	機能回 復訓練	その他 健康事 業		長寿会 支援	同好会 支援・ 手作り 事業				
令和6年度	19,584人	1,117人	13,498人	3,964人	2,839人	10,980人	733人	1,616人	1,786人	13人

イ 活動事業実績

項目	内 容
活動センター事業	・かがやき大学（50講座95回、延べ3,724人）・記念講演会（2回、206人） ・講習会（パソコンサロン、スマホサロン）（45回、240名） ・納涼会（1回、307人）・季節風呂（1回、49人） ・新春おたのしみ会（1回、58人）・節分福まき会（1回、74人） ・かがやきシネマ（毎月2作品上映・201人） ・ふれあい食事会（131回、1,557人） ・娯楽室開放（麻雀、ビリヤード、ゴルフ、カラオケ、卓球）（1,283回、12,035人）
同好会活動支援	・同好会連絡会（6回、168人）・同好会活動（1,364回、9,639人）
長寿会活動支援	・長寿会各地区行事（誕生会等）（58回、2,212人） ・連合長寿会役員会（10回、166人）・ふれあい福祉まつり（1回、346人）
ボランティア活動	・ボランティア活動（561回、活動人数1,786人）
PR活動	・月報「のぞみ」発行、高齢者活動センター利用案内、高齢者活動センター利用の手引き、同好会の手引きの発行、区報・社協だより等に事業掲載、ホームページで情報発信

ウ 施設の維持管理業務

- ・浴室浴槽管理業務（定期点検含む）
- ・5階フリースペース案内受付業務（利用証確認等）

【研修センター】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等

	回数	延べ 参加者数
ボランティアの育成と活動支援	15 回	215 人
家族介護者のスキルアップ	6 回	130 人
介護・福祉従事者のスキルアップ	69 回	1,840 人
区民向け福祉・医療学習	6 回	1,723 人
介護・福祉人材の育成と就職・復職支援	4 回	103 人
介護カウンセリング	24 回	33 人
協力研修・協力事業	0 回	0 人
実績計	124 回	4,044 人

【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等

	回数	延べ 参加者数
多世代交流カレッジ	14 回	451 人
ひだまりサロン	11 回	225 人
多世代交流食堂かがやキッチン	6 回	93 人
協働事業	29 回	689 人
その他（哲学カフェ・コーヒーサロン・あそび講座等）	31 回	487 人
ボランティア実績	—	456 人
実績計	91 回	2,401 人

5 収支の状況

【総計】

収 入		支 出	
指定管理料収入	164,145,700円	人件費支出	103,995,225円
事業等収入	1,736,312円	事務事業費支出	54,829,297円
合計（①）	165,882,012円	合計（②）	158,824,522円
収支差額（①－②）	7,057,490円		

【高齢者活動センター】

収 入		支 出	
指定管理料収入	106,741,480円	人件費支出	76,590,855円
事業等収入	1,535,712円	事務事業費支出	32,673,552円
合計（①）	108,277,192円	合計（②）	109,264,407円
収支差額（①－②）	-987,215円		

【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）！】

収 入		支 出	
指定管理料収入	14,916,000円	人件費支出	11,886,137円
事業等収入	118,100円	事務事業費支出	2,356,152円
合計（①）	15,034,100円	合計（②）	14,242,289円
収支差額（①－②）	791,811円		

【研修センター】

収 入		支 出	
指定管理料収入	29,359,220円	人件費支出	15,518,233円
事業等収入	19,500円	事務事業費支出	6,505,345円
合計（①）	29,378,720円	合計（②）	22,023,578円
収支差額（①－②）	7,355,142円		

【その他運営業務（1階総合受付・施設貸出業務等）】

収 入		支 出	
指定管理料収入	13,129,000円	人件費支出	0円
事業等収入	63,000円	事務事業費支出	13,294,248円
合計（①）	13,192,000円	合計（②）	13,294,248円
収支差額（①－②）	-102,248円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
【高齢者活動センター】 ①高齢者活動センター運営 介護予防やフレイル予防事業、季節行事等の充実を図り、高齢者の健康づくり・生きがいづくり・社会参加を充実させ、施設を運営した。（延べ参加者数：85,590名） ②同好会活動の支援 同好会活動を支援することで、活動成果の発表の機会を拡充し、友人との出会いや関わりの機会を増やすことができた。また、かがやき大学の講座から、受講生が中心となって新たな同好会が生まれ、継続的な活動へとつながった。 ③健康づくり・介護予防 トレーニングマシンへの利用ニーズの高まりを受け、運動指導員がマシン利用やストレッチの指導、理学療法士が理学療法評価や新規利用者の運動プログラムの作成など、専門職がきめ細やかに対応したほか、予約制による継続利用に加え、予約不要の追加利用枠も新設し、利用者の増加につながった。健康や生活状況を確認し支援が必要な場合は、相談センターや関係機関と連携した支援を展開した（トレーニングマシン：10,053名、スポーツ体操：280名、【新規】ナースカフェ：65名）。 ④社会参加の支援 高齢者の社会参加支援としてのかがやき大学は、4～9月を前編、10～1月を後編とした通年講座として、在宅避難、骨粗しょう症予防、ウォーキングなど幅広い分野より50講座を対面で実施した。5階テラスを有効活用し、花植え講座から日々の花壇整備に繋げ、高齢者の社会参加を促進した。延べ3,724名が参加した。	<収入状況> 収入予算額 110,078,000円 収入決算額 108,277,192円 執行率：98.3% <支出状況> 歳出予算額 110,078,000円 歳出決算額 109,264,407円 執行率：99.2% <分析> 収支ともに100%近い執行率となった。コロナ後、トレーニングマシンや体操講座等の健康づくり、かがやき大学や同好会等の仲間づくりにおいて積極的な参加が戻っており、特にフレイル予防に対する意識がこれまで以上に高くなっている。利用者の健康状態や関心分野が多様化しており、利用者の意向をできるだけ大切にしているが、リスク管理も重視しながら事業の企画実施をしている。 <評価> 物価高騰の社会情勢から、今後の事業支出増は確実である。すでにトレーニングマシンの利用者の増加への対応として、10年間収支計画で定められている指定管理料の中で利用者の安全確保を図るためには、運動指導員や理学療法士等の確保が必要になってくる。また、かがやき大学等、事業の継続と充実を図ると同時に、適切かつ必要な事業参加費の設定を検討してもよい。また、高齢者活動センター開所から10年を経過しており、修繕が必要な箇所も多い。施設・設備機器等のメンテナンス・更新についての計画作成も必要である。
サービス提供に関して	収支に関して
【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）！～】 ①多様な主体との協働による多世代交流 子どもから高齢者まで年齢を問わず、多様なワークショップを通じ交流を図る多世代交流カレッジや、区内ボランティアグループ、学生団体、大使館、NPOが主体となって毎月実施する手作りのサロン「ひだまりサロン」などによって、参加者同士が年齢を問わず交流し、顔見知りになる、ゆるやかなつながりをつくった。世代間の交流だけでなく、国籍や障がいも問わず、多様な参加者が「ごちゃまぜ」でボランティア活動する取り組みを始めることで、誰もが地域の「支え手」として活躍する場づくりの礎とすることができた。また、「パリ2024パラリンピック」開催に合わせて、元パラリンピアンを講師に招いてのブラインドサッカー体験会をはじめ、ボッチャやカーレットなどの体験会も開催することで、区民が障がい者スポーツに触れ、障がい理解を深める契機とすることができた。 ②高齢者活動センター事業との連動した多世代交流 「e-スポーツ」や「ボードゲーム」の活動を学生団体と協働で毎月実施することで、同じ大学生との継続的な交流を行った。また、「納涼会」や「節分福まき会」など、高齢者活動センターの季節・レクリエーション事業の一部を協働で実施することで、子育て世代と高齢者活動センター利用者が、相互に交流する機会を拡充した。	<収入状況> 収入予算額 14,996,000円 収入決算額 15,034,100円 執行率：100.2% <支出状況> 歳出予算額 14,996,000円 歳出決算額 14,242,289円 執行率：94.9% <分析> 収支ともに100%近い執行率となった。ボランティアグループ、NPO、大学、大使館などをはじめ、多様な地域団体と協働して前年度よりも企画、利用者とも20%増となった。 <評価> 活動センターと同様、物価上昇をはじめとした諸経費高騰の社会情勢から、今後の事業支出増は確実であることから、10年間収支計画で定められている指定管理料の中で事業の継続と充実を図るために、適切かつ必要な事業参加費の設定を検討する必要がある。また、ひだまりホールについても設備機器等のメンテナンス・更新を計画的に進められるよう、経費計画を作成することも必要である。（活動センターと多世代交流事業は協働して実施する事業も多い。指定管理部門として職員も一体的に運営できるようにしたい）

サービス提供に関して	収支に関して
【研修センター】 ①ボランティアの育成と活動支援 セカンドライフを迎える年代（特に男性の地域デビューを目的に）を対象に地域活動に関心を持ってもらい、社会参加が健康にもたらす効果を学び、地域の活動を知ってもらうきっかけづくりに繋げた。マジックをテーマに講座を実施し、参加者全員が高齢者施設で披露するなど地域デビューを果たした。参加者がグループとなり活動を継続しており、引き続き支援していく。また、認知症サポーター養成講座は参加者の満足度が高いが、オレンジリングの認知度の低さが課題である。若い世代へSNSなどを通じて発信し、講座への参加促進を強化していきたい。 ②家族介護者のスキルアップ 介護者のストレスケア、セルフケア、栄養講座や健康講座、エンディングノート講座など幅広いテーマで開催した。特に介護者のレスパイトを意識したセルフケアは満足度も高い。座談会方式で、参加者同士が悩みや疑問を共有できるように工夫をした。今後も当事者間のつながりを意識し、ニーズにあわせ、定期的な居場所となるようなしなげづくりをしていきたい。 ③介護・福祉従事者のスキルアップ オンデマンド講座や対面講座の他、好きな時間でeラーニングを活用し、介護者が必要な知識をオンラインで時間や場所を問わず学べる機会を作った。専門職のニーズから、面接技術研修や精神障害の困難事例に悩む事例が増えたことから、グループワークを通し、支援困難事例への対応を考える研修を実施した。多くの関係機関との連携・協働による研修が増えている。認知症ケアの取り組みとしては、新たに、認知症の人と家族の一体的プログラム「ミーティングセンター」を6月より毎月試行実施。家族と本人が話し合い、思いを共有してともに活動する機会を作った。 ④福祉知識の普及 障がい者への理解講座はニーズが高く、参加者も多い。当事者の声を入れたこともあり、参加者にとって今後に活用できる内容だったとの評価が高かった。車いす、手話、アイマスクなどの福祉体験を通じて、障がい者の理解を深めるイベントを実施。ボランティアをはじめ、区内の企業や学校など多様な区民が参画。子供から高齢者まで多くの方が福祉に触れる機会となった。障がい者福祉への理解は、引き続き若い世代の福祉教育の機会として継続していきたい。 ⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援 介護・福祉の仕事相談会の冒頭に、仕事入門セミナーとしてトークイベントを実施し、昨年度より9名の増加となった。相談件数は39件、施設見学や会社説明会に3名つながったが、後日面接2件の後、就職にはつながらなかった。 大学生の介護現場体験（1DAYオープンカンパニー）を二松学舎大学学生を対象に試行実施。受け入れ施設2施設で5名参加となった。参加者からは、介護施設のイメージが良い方向になり、学びや気づきが多かったとの声が寄せられた。	<収入状況> 収入予算額 31,127,000円 収入決算額 29,378,720円 執行率：94.3% <支出状況> 歳出予算額 31,127,000円 歳出決算額 22,023,578円 執行率：70.7% <分析> 収入決算は執行率94%、支出決算は執行率70%に留まった。150万円を超える概算払い金精算額が生じた。介護福祉士・社会福祉士実習指導者講習受講費助成の実績が全くないことや初任者研修助成も少なかったことが要因である。その他、研修企画については、関係機関等の協力を得るなど共催や協力事業も増え経費を抑えられたことも要因の一つである。 <評価> 研修受講費等助成事業で概算払い金（予算）の80%近く変換していることから、再度ニーズの把握とともに、当該助成事業の経費積算見直しが必要。研修の企画については、引き続き関係機関等の協力を得て実施するとともに、介護・福祉職の就職・復職支援を強化していくための新たな取り組み（介護施設体験等）にも着手していく必要がある。

サービス提供に関して	収支に関して
【施設運営業務（1階総合案内、諸室貸出等）】 ①来館者の利便向上のため、1階総合案内を年末年始（12月31日から1月3日）を除く毎日9時から17時まで配置した。利用上の注意が必要な場所に注意喚起を促す表示を掲示することなどにより、大きな事故なく施設運営を行うことができた。 利用登録者の身体状況が幅広く、要介護度のある方も利用されていることから、出勤者の構成に関わらず利用者の体調不良や転倒など不測の事態に対応できる体制を維持していく必要がある。特に、マシン利用者や浴室利用者については、事故も増えてきている。ローテーション勤務の中、どの職員であっても迅速で適切な対応ができるよう九段坂病院と再度救急対応フローの確認を行い、職員に周知を徹底した。また、業務終了後の時間を使って、職員による救急対応訓練を実施した。 ②諸室貸出件数は8件で、63,000円の利用料収入があった。 ③指定管理運営協議会を7月・3月の2回開催した。そこで把握した利用者満足度や意見・要望等を事業・施設運営に反映することで、更なるサービス向上を図ることができた。	<収入状況> 収入予算額 13,179,000円 収入決算額 13,192,000円 執行率：100.0% <支出状況> 歳出予算額 13,179,000円 歳出決算額 13,294,248円 執行率：100.8% <分析> 1階総合案内の委託費13,016千円が収支予算の99%を占める事業区分であることから、収支ともほぼ100%の執行が続いている。 <評価> 諸経費（人件費）高騰の影響が近々総合案内委託費に及ぶことは確実である。諸室貸出増による収入（自主財源）増を図るとともに、現状の委託業務内容で支出予算（指定管理料＋諸室貸出料収入）を上回る委託費が必要となった場合の対応策（仕様内容の見直しなど）を検討しておく必要がある。一方で総合受付の質の維持も必要である。

7 区による評価・業務改善要求

高齢者活動センターでは、介護予防・フレイル対策・季節行事等の充実を図り、高齢者の健康づくり・生きがいづくり等につなげた。かがやき大学においては、在宅避難・骨粗しょう症予防・ウォーキング等幅広い分野で50講座を開催し、社会参加を促進した。

多世代交流事業では、大学・企業・大使館等の主体と連携し、多世代交流の場づくり、地域住民の顔の見える関係づくりを進めた。

研修センターでは、当事者のニーズを取り込み、参加者の満足度が高い研修を実施した。

8 今後の指定管理に区が期待すること

引き続き、利用者の安全に配慮した施設・事業運営を徹底してほしい。

事業内容は充実しているため、周知方法を工夫し、認知度・利用者の増を図ってほしい。

利用者が元気で生き生きといられるよう、介護予防やフレイル対策、仲間づくりなど心身の健康増進に向けた更なる取り組みにも期待する。

区民歯科健診 DX 化の推進に向けた先行実証事業への参加について

1 概要

区では、19 歳以上の全区民を対象に行っている区民歯科健診における DX 化を推進するため、令和6年度から全国に先駆けて、64 歳以下の区民を対象に実証実験を実施している。

この度、これまでの実証実験の成果を活かし、区民歯科健診の DX 化をさらに推進するため、国の「自治体検診事務デジタル化先行実証事業」に参加することとした。

2 国の先行実証事業について

国は令和11年度から自治体検診DXの全国展開を予定しており、それに先駆け、令和7年度から先行実証事業を開始する。

医療 DX の実現に向け、自治体検診においても Public Medical Hub (PMH) を介して全国医療情報プラットフォームと連携する仕組みの構築を進めている。

実証事業は令和7年度から10年度にかけて継続して実施予定である。

※Public Medical Hub (PMH)

自治体検診の問診票・検診結果の情報を自治体/医療機関/受診対象者間で情報連携するための仕組み

3 国の先行実証事業のスケジュール（予定）

令和7年 9月～3月上旬 システム改修等準備期間

令和8年 3月16日～ 実証・結果整理

R7年度							R8年度	R9年度	R10年度	R11年度～
9	10	11	12	1	2	3				
実施計画の作成・アプリ選択・協定締結・システム改修							実証	実証事業継続		全国運用

6/15～区民歯科健診実証事業

効果検証